

決算審査特別委員会

平成19年9月11日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

里 川 宜志子

副 委 員 長

辻 善 次

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

紀 良 治

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 副 町 長 芳 村 是

教 育 長 栗 本 裕 美 総 務 部 長 池 田 善 紀

総 務 課 長 清 水 建 也 総 務 課 参 事 吉 田 昌 敬

企画財政課長 西 卷 昭 男 税 務 課 長 山 崎 善 之

住民生活部長 西 本 喜 一 福 祉 課 長 西 川 肇

健康推進課長 植 村 俊 彦 環 境 対 策 課 長 乾 善 亮

住 民 課 長 清 水 昭 男 都 市 建 設 部 長 藤 本 宗 司

建 設 課 長 加 藤 保 幸 観 光 産 業 課 長 佃 田 眞 規

都市整備課長 藤 川 岳 志 都 市 整 備 課 参 事 今 西 弘 至

教委総務課長 野 崎 一 也 生 涯 学 習 課 長 清 水 修 一

上下水道部長 谷 口 裕 司 上 水 道 課 長 植 嶋 滋 継

会 計 管 理 者 浦 口 隆 会 計 室 長 清 水 孝 悦

監 査 委 員 書 記 佐 藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○里川委員長 皆さんおはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会の会議を開会させていただきます。

昨日は、第4款衛生費について説明を受けたところで終わっております。本日は成果報告書の171ページから215ページまでにわたります第4款衛生費について、委員皆さんの質疑から進めていきたいと思っております。委員の皆さん、質疑がございましたらどうぞ。

西谷委員。

○西谷委員 ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、199ページ、町としてはISO14001で環境への負荷の軽減を図るということで、成果を掲げておられるんですが、この前の一般質問でもさせてもらったように、事業系のごみの回収を見る限りでは、片方では町民に対してはごみの分別というのは徹底をしろということでPRされていますが、実際事業系のごみについては、そういうことがなされていないということを見ますと、ちょっと政策としておかしいのかなと思うんですが、そこで素朴に思うんですが、町がこれまでにごみの分別について、可燃ごみ、あるいは缶、ビン、ペットボトルという形で、年間のごみの分類をされた数字が出ているんですが、事業系のごみというのは、この中では、実際どういう形で分類の中に入っているんですか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 一般質問でも答弁させていただきましたけれども、総ごみ量というのが家庭系のごみと、それから事業系のごみ、それから公共施設からのごみを含んで全体の数字で報告をさせていただきました。それと、家庭系は家庭系で数字、平成14年から18年度までの数字、それから事業系と、それから公共施設合わせた数字を報告させていただいたということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 事業系の中のごみの分類して報告してもらえました。事業系のごみで例えば可燃、あるいは不燃という形での。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 事業系のごみにつきましては、事業系一般廃棄物ということで市町村

が処理できるのは、可燃ごみのみとなっておりますので、事業系のごみにつきましては、可燃ごみということでその数字を報告させていただきました。ただし、公共施設につきましては、当然、不燃ごみが出てまいりますので、公共施設につきましては、可燃ごみと不燃ごみという形で数字を合わせて報告させていただいたところでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、事業系のごみは可燃ごみしかとらないということですが、実際にはその中でとっているごみの中で可燃ごみ以外にまざっているということはないんですか。いやね、ちょっとそういう業者のごみの車がトラブルを起こしたとか、そんな事例はなかったですか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 過去には、その可燃ごみの中に例えば缶、ビンとか、ペットボトルが混じっておったということもございましたけれども、まとめの検査、あるいは目視検査、あるいは展開検査をする中で、当然入っておりましたら、搬入は拒否いたしておりますし、各お店から出るごみでございますので、各お店の方をお願いいたしまして、当然、分別やっただかく、リサイクルできるものはリサイクルやっただかくということで、店の方にもお願い指導しております。そういったことから搬入していただくのは現在は可燃ごみのみとなっております。以上でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、課長、可燃ごみだとおっしゃいましたが、実際に事業系のごみ、私自身は議員になったときに、素朴にこういうごみの業者から、斑鳩町のごみを集めているので斑鳩町の焼却場で処理させてもらえないかということをお願いしたことがあって、私はそういうことはできませんと、業者のごみが入るといことは、それは斑鳩町のごみかどうか判断できへんから断った経緯、私議員になってすぐでしたから、非常に鮮明に覚えているんですが、実際こういうこと自身、事業系のごみ、町の焼却場で処理するということなんかは何年からで、それで実際、どういう形でこういうのが町の焼却場で処理受け入れるということだったのか、その辺の最初の経過教えていただけませんか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 これはこういう法律というか、町内にある事業所等については、持ち込み等

については、必ず町でそのごみを受けなければいけないと。ただ私の方は、当初からそういう業としている方々については、その事業系のごみであっても、やっぱりその会社の車等で搬入していただかなかつたら許可をしないということで大分断ってきたんですが、このところ4～5年の間にですね、いつの間にかそういうパッカー車等が入ってきたということで、これはもう当然、私自身が当初から言うていたのが、そういうことになってしまうともう必ず混乱が起こるとということで大分指示したんですけれども、現状とにかく事業系のごみについては、その事業所の車で必ず搬入をしてほしいということとをまず呼びかけることが大事やろと、そういうことをしていく中で、そういうふうな現状が起こっているわけですから、できるだけ事業系のごみであるということで、そこでごみを出していただいて、乾課長申し上げたように、できるだけその中に空き缶、ペットボトルとかそういうものが入っていることがわかったら、その事業所にとれませんよということで通告せよと、そして今、私どもの事業系のごみにステッカーを貼って、そのステッカーを貼ってなかったら、それは持ち込めないということをやつとるわけですが、そこら十二分に今、職員と副町長とも相談を申し上げてですね、何とかこの対策についてはやっぱり十分検討せないかん、そういう関係等について、いろいろと議論をする中で、できるだけ事業系のごみはやっぱり事業所の車で持ち込むことが一番ベターであると、そういうことと、やっぱ当然、地元でそういう業をなさっている方もございますから、当然、持ち込まれたら、やっぱり受けることは当然だと思います。ただ今、西谷委員の御質問の中で、やっぱりパッカー車等が入ってきているということについては、我々としてもやっぱりそういうことを相手方に申出をして、いつまでもこれどンドン、どンドンふえていくばかりですから、そういうことも踏まえて、今後十分検討することで、副町長を筆頭に、検討を重ねておる次第で、その検討等について、今後、どうあるべきかということについて、今、慎重に討議をいたしております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、町長が検討しているんだということをおっしゃったんですが、実際に私が何でこういう質問をせないかんかというのは、町内歩いていて、実際のその事業系のごみを出されておられる人が、働いておられるんですが、働いて家庭のごみについてはきちんと我々は分別で出していると、ところが事業系のごみについては、何でも一緒に出してええんやということで出しているんやと、同じ焼却場でされるのに、どうも我々

だけ、町民の家庭ごみだけは分別して、事業系のごみは一緒にまぜて出してええんやったら、これおかしい違うかなということを言われました。私自身も、だからそのためにちょっと確認させてもらったんですが、そのときに、12月に同じように同僚の木田議員が質問されていると、議事録も読ませてもらうし、その実情もわかったし、結局、町民が言われているというのはそれは事実やなど、非常に私自身はショックやし、片方やっぱりISO14001という形で打ち上げたんやから、徹底してやっぱり細部にわたってやっぱりそういうことをやってほしいなというふうに思います。

それと、廃油の部分で200ページの中で、廃食用油のバイオ燃料化に向けて調査を行ったということになっているんですけども、現実的には石けんという形でされているんやと思うんですが、それと内容からしますと、説明の中では、竜田川流域で7,000リットルで、斑鳩町が3,250だと、ほとんど半分が斑鳩町で、廃食用油の回収ができていたということは、町としての成果としては非常にええと思うんですが、実際、そのバイオ燃料化に向けて調査を行った結果、実際どうなんですか。これぐらいの量では採算がとれんということで、現実、実現化になってないんですか。それとも何か、そういうのはやる方向で検討されているんですか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 これにつきましては、竜田川の流域生活排水対策協議、これは竜田川流域の生駒市、平群町、斑鳩町、1市2町で構成いたしますその会議の方で、一応研修ということで、奈良市内にあります業者の方に視察ということで研修をさせていただいたんですけども、この会社では、一応奈良県内ではこの会社しかないということで、こちらの方に行かせていただいて視察をしたんですけども、この中で処理能力、この会社で置いておられる機械の処理能力は1日5,000リットルであるということで、処理費については無料であるけれども、障害者の就労支援の関係でやっておられるということで、処理料については無料だけれども、ただし障害者の就労の関係で、ほかの業務もいただきたいというのが、そういう会社でございますので、今、こちらの方調査させていただいたんですけども、ほかに例えばいろいろな業者が出てきたときには、こういったバイオディーゼル燃料も検討していかなければならないというふうに考えておりますし、まだ今、3,250リッターですか、斑鳩町で集めておるんですけども、まだまだ家庭からの廃食用油もまだまだ出てくるのではないかというふうに思っております。

ますので、そういった量も関係してくるんですけども、こういったバイオディーゼル燃料を精製していただく会社もたくさん出てきて、処理料もかなり安くできるということであれば、またそちらの方に移行していきたいという考えは持っております。以上でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 ありがとうございます。

それともう1点なのですが、以前、町の指定ごみ袋の作成費が非常に高いということについて、私が質問した中では、実際に斑鳩町の指定ごみ袋が高いというのは、これは特許をとった水酸化アルミニウムの入ったダイオキシンを減らすという、そういう袋を使っているんだということで答弁されたと思うんですが、その袋については、今も同じような袋を使っているのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 今現在もダイオキシンの排出を抑制する、ダイオキシンを吸着する素材であります水酸化アルミニウムを含有した可燃ごみの指定袋を使用しております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 その袋というのは、以前に私が聞いたときには、ほとんど斑鳩町以外にそういう公共団体では使用されなかったんですが、今は相当数そういう利用がされていますか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 ほかの市町村でも使っておられるというのは聞いておりますが、何団体かというのはちょっと把握しておりません。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私、実際にそういうところがあったら、ぜひあとで結構なんで、ちょっと教えていただきたいんですが、ただ私が先ほどの事業系のごみとかかかわって考えますとですね、町はダイオキシンを吸着するための通常の袋というのは、大体近隣のごみ袋の作成費を聞いたんですが、大体6円ぐらい、うちが12円ですから倍以上しているんですが、それで高いごみ袋をつくっている。ダイオキシンを吸着するからということをつくっておるんですが、方や事業系のごみというのは、黒い袋とか、水色の袋とか、僕らごみ持ち込んだとき見るんですが、そういう袋が入っていると。どうも聞いたら、中も分

別もなかなかされてないような内容できていたら、町が建前を出している部分と、実際の炉の中で燃えている部分というのは、ちょっとこれは矛盾あるの違うかなと。片方で、ダイオキシン減らすんやと言いながら、事業系のごみを受けることによって、片一方の政策も全く生かされてない、この辺のギャップみたいなもの、担当としてどう思われますか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 確かにおっしゃっていただくことになってくるということでは大変なことでございますので、これにつきましては当然、各家庭から出ますごみについては、皆様方に御協力を求めているわけでございますので、当然、事業系についても、昨年からはちょっと量がふえてきている、分別もきっちりやっていただくということで、当然、中身がわかるような透明の袋にも切り替えをしていただくということをお願いしておりますし、そういうことで、当然、事業系のごみについても、これから各店舗に指導を強化してまいりたいというふうに考えております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 結局ね僕、確かにごみ問題は非常に難しいとは思いますが、結構、先進地で全国の画期的なことをやっているところというのは、結局、町指定ごみ袋をつくるのか、つくらんとかやのうて、実際の住民の意識に訴えて、結局、町がコンテナとかという形で、非常にきめ細かい形で分別をして、結果として、できるだけごみとして出さないような工夫をされているんですね。例えば徳島県の上勝町みたいなのを見たら、割りばしや、トイレトペーパーの芯までちゃんとリサイクルに回すみたいな、そういうのは、結局、僕もTVでたまたま録画して見ていたんですが、町が本当にその地域を回ってきめ細かくやって、町の職員があそこまでするから我々手伝おうかみたいな、何かそういう部分が非常に番組見ている見えまして、水俣市についても、結局集めるのはコンテナでそれぞれが持ってきて、コンテナでビンやらビンを色分けして出す、あるいは缶やったら出す、ペットボトル出すという形で、基本的には袋使わへんような形で回収しているというのは、ほんまに進んでいるごみ分別の地域なんですよ。だから、斑鳩町も7年たって、実際には私ら回りますと、ごみの分別については、ほとんど定着している、そら一部にはまだまだの、よそから来られてなかなかそういうことがわかってない方もおられますけれども、相当数、やっぱりそういうのは身についてきているとし

たら、やっぱりぼちぼちこの辺でゴミ収集のゴミ行政そのものを、僕は一編見直す時期かなという感じがするんですが、その辺はどうでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 これはもうゴミというのは、なかなかやっぱりすぐにはいかないですから、やっぱり日進月歩というのか、いろいろな関係等にございます。ただ、問題は、やっぱり今おっしゃった上勝町とか、水俣、私はもう乾課長と、上勝の町長とも十分議論をさせていただいたことあるんですけども、やっぱり上勝町の土地柄と人口、それからそういうこと考えますと、上勝町とか、あるいは高島市とかいう海東さんの市長しておられるああいうところは、やっぱりそういうものについて、やっぱり住民が徹底されているわけです。だから、そういうことが我々の斑鳩でもそういうことがある、徹底していただいているわけですけども、今おっしゃったように、部分的にやっぱりよそから住みにこられた、あるいは外国人の方にそういう趣旨徹底ができない、あるいは自治会に入らない人はどうしていくかといういろいろな問題等は、もう我々十分聞かさせていただいて、そういうことの議論もしているわけですけども、そうしたらこの出てまいります集団回収でも、その自治会に入っていない人は集めているやないかと、そのことについてはおかしいやないかということもございますように、やっぱりそういう自治会も入っていない人も集団回収のところにに入れていただくとかいうこともやっぱりやっていかなかったら、なかなかそう簡単にはいかないと、私は思っていますし、確かにこの12年にこういうものを従量制にした、ゴミ袋の有料化についてやってまいったわけですけども、私はやっぱり1年、1年がやっぱりそういうものについて、検討をしていくこと、担当と十分議論をしながら、やっぱり新聞等にも出てまいりますと、こういうことでこのまちがどうこうされるということは、これ十分コピーしながら、担当と十分協議し、副町長とも十分協議をしているわけですけども、当然おっしゃるように、これはゴミの問題ですから、やっぱり住民の方々に、できるだけ行政がこういうことをやるということをやったり住民が納得いただく、やっぱり協力をしていただかなかつたらできませんから、やっぱり住民に対する協力があってこそ我々のこの行政がおしあがっていくんですから、ゴミの問題については、おっしゃるように、これから問題は私は何もゴミをどうかというよりも、ゴミを出さないということを考えていかなかつたら、私はゴミ焼却場は、今後、仮に高安、高安西、睦、幸前この方々が反対をされたら、恐らく斑鳩町で

はできない、できないときの対策をどうしていくかということも考えていかなかったら、私はいつまでも延命を図ってどうかということもなかなか立っていかない。そういうとこに私はやっぱり焦点を当てていかなかったら、ごみそのものよりも、結局やっぱりできるだけごみは少なくするけれども、ごみ焼却場をどうあるべきかということのをこれから議論しなかったら、私は原点に戻っていかないのではないかなと。やっぱりごみの収集等については、非常に斑鳩町の場合は、住民の方々が徹底いただいていると、やっぱりそういうことについては感謝を申し上げ、そういうことについて今後やっぱり、西谷委員おっしゃるように、検討というのか、一つの方向というのか、やっぱりそういうものについては、絶えず検討しながら、いい方向に向くこともやっぱり我々としては住民に仕向けていかなかったら、今こうやっていますよ、次はこうかわりますよということもなかなか住民に、ここまでやっていて何やというようなそういう点では、皆さん方にビン、缶の場合は、ビンももう一遍リサイクルするためにラベルをはがしていただいて、そして箱にちゃんと詰めていただいて出していただいたわけです。それがいつの間にか、荷崩れしてしもて、ビンもそんなもとりへん、回収しない、そういうことになっていたらもう結局パッカーで持っていかれる、そんなことおかしいやないかというような議論の中では、缶とビンと一緒に混ぜることはどうかというような議論もいろいろございます。やっぱりそういうことを経てきてやってきているわけですから、我々としても、行政として、ある程度、そういうものがどうあるべきかということの検討を十分重ねて、今後またやっぱり、いいものはいいものとして取り入れていくということを研究をしていくということが一番大事だと思っています。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私はごみの中で、確かに今の焼却場の現状からみて、あるいは実際ごみとして出さないという方法、ごみを減らすということは、リサイクルという形で出していくしか最終的にはならへんのかなと思うし、斑鳩町ぐらいの規模やったら、まだまだそういうのができるのか、あるいは熔融炉みたいものは、やっぱり斑鳩町には、住民の皆さん、物すごい便利のように思うけど、なかなか斑鳩町の実態として合わないのかなということを考えますと、やっぱりごみをできるだけリサイクルに回すような、そんな仕組みをつくっていくこと以外にないのかなと思いますので、今後そういう検討をしていただきたい。要望にしておきます。

○里川委員長 ほか。

吉野委員。

○吉野委員 実は私どもの町内会で、いかるがホールの何周年でしたっけ、そのときに午前中に環境について出前寄席をしていただきまして、お二人さんが役場から来られて、大変丁寧な上手な、きちんと時間内に収まるような、本当にベテランのいろいろ小物を持ってきていただきまして、本当にわかるように説明していただきまして、住民もよくわかったということで解散したんですけれども。そのときに、住民には前から疑問に思っているということがありまして、我々がきちっとごみを分別しても、先ほどの西谷委員がおっしゃるように、業者が持ち込むごみが、黒い袋に入れて、焼却場に持っていくのではないかと、それは分別も何もされていないのではないかと、こういうような疑問が出まして、それに対して、町の方の説明は、現在は、黒いごみで持ち込むということはないと、しかも透明で時々、課の者が焼却場へ行って検査をしているので問題はないんだと、こういう説明がありました。住民もそれで一応安心したわけなんですけれども、実際にはどうかと言いますと、今、町長がおっしゃったように、まだまだいろいろなことが問題があると。ごみの関係については、大和高田市で一頃大変問題になりまして、大和高田市で全部解決したかというところ、それがまた周辺の方に流れていくと、弱いところ、弱いところと、業者さんは必死ですから、当然そういうことになると思うんですよ。斑鳩町はそういうことでガードされているだろうと思います。

私が提案したいのは、店に出す前、店の状態でどんなふうに分別されているか、そこをチェックしないことには解決しないのではないかな。店というか、例えばジャスコとか、万代とかですね。その辺のチェックは町の方ではされているでしょうか。どうなっていますか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 ことしの2月ぐらいからですね、事業系のごみがふえてきているという中で、各お店の方に、91店舗でございますが、そのごみ分別、あるいはリサイクル、ごみの出し方の関係につきまして調査いたしまして、一応確認はしておりますが、なかなか店舗の中でも、チェーン店なんかでしたら、若い店長もおりますし、そういった意識が薄いという方もおられます。本部の方からも指導もきておるんですけれども、なかなか各お店の方では、なかなかそういうふうには守られてないというところもございます。

たので、その辺のところはやはりきっちり分別していただいて、リサイクルもしていただくという形で指導したところでございます。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 それから、持ち込まれたごみを焼却炉で役場の者が点検しているんだと。それ本当にそのように行われているとしても、事前に通告してこの日に点検しますよというのでは恐らく何の効果もなくて、状況かわらないだろうと思うんです。抜き打ちにやると、そういう業者にはペナルティとしてもう持ち込ませないぐらいのことをやらないと、この問題は業務系のごみがどんどんふえてきて、住民のごみが減ってくるという状況で、ここはやっぱり一つのネックであると思うんです。そこをきちっと排出する、店でチェックする、それから、焼却場でチェックすると、これをきちっと人が少なくなっているところでしょうけれどもやっていたきたいと思います。

それから、もう一つ、ごみ袋の件なんです。ごみ袋の件で、私どもの地区では、記名をしてない、名前を書いてないのが3割から4割いると、これ意外だったんですけれども、後で住民が話し合いをしたら、ごみ袋に名前書く必要ないよと、おれらを信用せえへんのかということ、それぐらい徹底されて分別されているだろうと私は思っております。ですから、私らの地区、よその地区もそうでしょうけれども、ごみ袋に記名ということは、それは確かにその抑止効果もあるかもしれませんが、今の状態では、だんだんなくなってきつつある住民を信用して、せつかくごみ袋をああいう形で出しているわけですから、それでもういいのではないかなと思います。

ごみについてはそれだけなんですけれども、私どもかなり環境については、町内会で出前講座を要求してやっているんですけれども、環境と言いましたので、ほかの住民はごみだけではなくて、ほかのいろいろな環境、緑とかそういうことと思って、いつもたくさん質問したんですけれども、担当の方は、それはまた別の課の問題で、我々ではちょっと回答できないと、こういうお話でした。それでもなおうちの地区の住民がいろいろ言いましたんですけど、私としましても、いやそこまではちょっと役場の機構とかいうことで、答えにくいやないかということで収めていったんですけども、役場の中で自由に課を越えて自由に討論しあえるような雰囲気があるんでしょうか、それ一つ。

○里川委員長 ただいまの質問、ごみの関係については担当課から、そして、横断的な取り組み、環境問題が重要であるということでの横断的な取り組みについての考え方につ

いては、小城町長。

○小城町長 吉野委員おっしゃるように、今、ゴミ袋の記名の関係等については、私はやっぱりこういう関係等については、やっぱり自治会、その方々が信頼されているといったところで、そういう一つの関係等について決まった以上はやはりそれに従っていくことが一番大事だと、やはり自分のものについては自分がそういうことでゴミを出しますよと、確認というのは当然のことで、書いてない人が多いから止めたらいよということには私はならんなど。やっぱり守ることは守っていかなかったら、これはだれでも、もう別に書かないからいいんだということにはなっていないと思っています。できるだけそういう協力することによって、その地域がきれいになっていくというのか、そうしてマナーがよくなっていくということになっていくのではと思っています。

そしてまた、横断的ないう形でいわれたんですけど、私は恐らく自治会長さんが出前講座で、ゴミの問題等についてされたのか、そういうことについてやっぱり種目をやっぱりこの関係等についても、これ緑の関係、環境ですからという、環境というのは範囲が広いですからね、やっぱりこれ横断的になってもなかなかそういうことで精通した人が果たしているのかということになってまいります。そういう点については、自治会さん等がこういうものについて出前講座をしてほしいというの御要望の中で、町としても行った。横断的ということになってきたら、最近よく言われている対話集会、町民対の対話集会をしていくことが一番大事ではないか、生駒市とか、あるいは平群町がやっておられるように対話集会をやるのが一番いいのではないかな。ただ出前講座で限定されて、特に私どもの方は、農業用の水路がどうなっているかということについて出前をしてほしいとおっしゃられたら、そういう関係の担当の人がいますから、やっぱりそういう横断的な関係になりますと、私が出て行って、あるいは職員が出ていくのは対話集会になっていくのではないかと、そういう御要望があったら、どんどん町としても行かせていただきたいと思います。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 それから、毎年行われるクリーンキャンペーンの件なんですけども、これは環境課さんの方へ行って、私も以前から申し上げているんですけども、クリーンキャンペーンの日には、住民の代表というたらいいんでしょうか、私ども地区でしたら役員の中から何名、4名とかいう形で動員されるわけです。その中には、きょうは仕事が、

土日だけの仕事があるという人もたくさんおまして、1時間ちょっとおくれるということをお社に言って出てきているんだと。それから、ことしは700何名か全町で出席されたそうなんですけれども、役場の方もたくさん出ておられると思います。これも役場の方も恐らく、無料報酬だろうと思います。遠く斑鳩町以外の遠くの地区から当然役場の方も役場職員でありますので参加しているんだということでもあります。私どもの地区は、ちょうどその日に毎年続けてクリーンキャンペーンにあわせて地区のクリーンキャンペーンやっております、神南とか、昭和町とか、私ども笠町とかやるものですから、朝早くからそれぞれ自分の家の前をきれいにして、ごみ一つなくしているわけです。キャンペーンじゃなくてもいつもきれいにしていただろうと思いますが、そこへまたクリーンキャンペーンで何十名とか、何百名とか集まりまして、ビニール袋持って、火ばし持って、ぞろぞろと歩くと、実際にごみがあるかいうたらほとんどないですよ。たばこの吸いがらだとか、無理やり探して大きなごみ袋に、下の方にちょっと入っているのぐらい、これ参加した人もそうですけれども、住民さんもぞろぞろ歩いていましたけど何してましたんとか聞かれて、キャンペーンで歩いていましたと回答するわけなんですけど、これも結構、恐らく人件費は別として、ごみ袋代とか、いろいろな対策でお金がかかっているのではないかな、もしかしたらこのセレモニーに近いようなことになっているのではないかなと思います。そしたら、住民の方の日にちを変えればいいのではないかとおっしゃるかもしれませんが、ほとんどみんなでぞろぞろ歩いて回るほど、どこの町内会もそれほどごみがあるというような状況ではないんだらうと思います。ですから、そこらを考えてもらって、これ職員さんの方からなかなかこういう発議できないのではないかなと思いますよ。我々、議員とか、町内会の者ですと、これむだやないかなということであれば、そういうふうに議員さんひとつ言ってくださいと言われてまして、きょうの発言になったわけでもありますけども、それについてはどうでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 こういう種の問題は、今、吉野委員がおっしゃったように、役員だけが出ていくんだというのではなしに、私はこういう方向、ことしのクリーンキャンペーンから申し上げていることは、来年度はもうとにかくそういう役員さんというよりも、やっぱり斑鳩町、仮に3,000人クリーンキャンペーンとか、5,000人クリーンキャンペーンというそういう方向づけをしていかなかったら、いつまでも役員さんが出て、も

うとにかくそういう一つの儀式、セレモニーしたら終わりやというのではなしに、本当に真にごみをひろって、そういうまちをきれいにしていこうという姿勢を示さなかったら、私は当然これはなかなか難しい問題であろうと。そして今、吉野委員がおっしゃるように、クリーンキャンペーンでいいから金ばさみと袋を持って、町のお金がかかっているのではないかとおっしゃいますけれども、私はやっぱりできるだけ経費のかからない、そして効果があるような実態をしていくことが大事なことですから、そういうことにやっぱり今、皆さん方おっしゃっているように検討に検討を加えて、やっぱり新しい方向づけができるものについてしていなかったら、いつまでも同じことを繰り返していたら、いつまでも担当の役員さんが毎年、これ役員替わられたら、その方々がまた今度、私は行かんらんということになってくるし、私は笠町の実態でもよくいろいろと聞かせていただいて、以前もごみ収集については、いつも月曜日が休みになるから、祝日は回収しないということについても祝日も回収しているように、すべてそういう意見を聞かせていただいてやってきたわけです。そういう点について、これからもやっぱりそういうボランティアというのか、そういうものについて、できるだけ伸ばしていかなかったら、口ではボランティア、ボランティア言いながら、片一方では経費がかかる、経費がかかるということになってまいりますから、やっぱりそういうことについて、十二分に検討をしていくことが大事だと思います。職員についても、私は大いにやっぱりそういう地域の方を守っていくためにも、職員が出て、こういう場所が危ないということを知っていかなかったら、私はいざ何か起こったときには、そういうことがなかなかできない。そのために土曜日に職員のボランティアとして清掃とか、いろいろなことを今、職員側から提案をいただいて、職員の方々が出てきていただいて、副町長はじめ皆さんともにボランティアとしてごみ清掃をやっていただいている。各地区を決めながら、竜田川とか、あるいは三代川とか、あるいはそういう地域を決めながら、職員ボランティアがごみ清掃をやっているという現状もありますから、それが芽生えていけばこれからまた斑鳩町としても、みんながそういう気持ちになっていただいて、これからも大いに、多数の参加を求めなかったら、一部分だけだったら、もう毎年同じことやってないかこうなりますから、そういうことを今後かえていくことが一番大事やと思っています。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 納得したようなしないような、前向きに考えるということで、それはいいだ

ろうと思います。根本はいわゆる動員なんでしょうね、動員をかけるというのか、例えば選挙であれば自民党がこの地区から何名出せと同じように、啓発の講演があればここから何名出せと、動員ということは、学徒動員とはまた違いますけれども、動員というのはちょっと、動員されているという気持ちがあるわけですね。実際に行った結果が大変よかった、あるいは役に立ったというなら、それはお互いに納得するんでしょうけれども、もうひとつ、今、町長おっしゃったように、前向きに、前向きにという形でいきまして、またお互いに検討を加えまして、この方向でいくと決めたからにはそれでいくんじゃないかと、途中からいろいろ方向を考えたりしてかえていくというのも一つのいい方法だろうと思います。

もう一つ、197ページの野良猫の対策なんです。私どもの地区にも、確信犯というような人がおまして、地区の人じゃないです。他地区、あるいは他町から来られているんだらうということです。一定の時間に単車に乗りまして、ペットフードをたくさん積みましてやって来ます。夜例えば10時とかに来ますと、その辺の野良猫やなんか、みんな単車の音を覚えてましてですね、寄ってくるわけなんです。一定の場所へ行きまして、何か所かでペットフードを紙の上に乗せて、それから水をそれぞれ与えて、そこへ住民も何年かもう3年も4年も前から同じ状況でして、そこへ行って注意すると、もうこれ怖いような、傷害事件になりそうぐらい振り払ってでもエサをやっていくと。やった後、朝片づけるかというところじゃなくて、そのままにしていくわけですから、水の入ったビニールとか、エサをのせた紙とかが散らばっていると、大変苦勞しておまして、そのことを環境対策課の方に言ったのですけれども、何ともならないということなんです。1軒の家です、自分の敷地内でイーデス・ハンソンさんみたいに猫や犬を飼っているというのはまだあれなんですけど、巡回してエサをまいて歩く、これは何とか取り締まりというか、注意して、注意したぐらいではだめなんです。何か方法ないでしょうか、ちょっとそれをお願いいたします。以上です。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 その件でございますが、神南地区、あるいは昭和町の地区の方からもそういった、多分同じ方だと思っておりますけれども、御連絡いただいて、町としても保健所と連携をとりながら、その方にも何らかしらの指導はさせていただいたところでございます。ただ、その方については動物愛護ということで、かわいそうだということで、そういう

エサを与えておられるということで、それが周辺の方に大変な御迷惑になっているというのをやはり保健所とも一緒に行く中で指導したところでございますけれども、最近はやめられたような形で少なくなってきたというんだと思いますけれども、また苦情がありましたら、保健所と一緒に対応させていただくということで要望はしたいと思っています。

○里川委員長 ただいまの吉野委員の質問の中にございましたクリーンキャンペーンの件なのですが、吉野委員もいろいろな角度から御心配いただいていた質問があったように思うんですが、私自身もクリーンキャンペーン出ておりましたと思いますのは、実は私いつも法隆寺の地域の方で出させていただくんです。今言われるように、民家のある自治会として組織なさって民家のある周辺では、やはりきれいですが、逆に観光で通る民家のないところというのは、クリーンキャンペーンで相当にごみがあって、私たちかなりひらついてまして、出て効果があるなど。やっぱりこれはみんなで作った方がいいなというふうに感じています。ですから、今いろいろな御心配もある中で、コースなどについて、クリーンキャンペーンで行うコースについて検討した方がいいのではないということについては、私も前から感じておりました、以前に住宅内を通ったときに、やっぱり今、吉野委員がおっしゃるような状況が見られる地域がございました。私もたまにコース変えて出させていただくんですけど、コースの検討、できるだけ民家のないところで、日常的に目が行き届かないところなどを中心にコースをきちっとつくって、クリーンキャンペーンをやっていくという形をとっていただけたらなというふうに、私も感じておりましたので、一応、申し添えさせていただきたいと思います。

ほかに委員の方。伴委員。

○伴委員 187ページなのですが、乳がん検診、子宮がん検診、私ちょっとこの経緯がわかりませんねんけど、18年度でしたら乳がん検診の場合、5名の方が受診結果でがんやというようなことをここに書かれているんですが、これなぜ2年に1回になったのか、ちょっと御説明お願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず、乳がん検診ですけれども、近年乳房X線検査、いわゆるマンモグラフィといわれるもので、乳房を直接X線で撮影するという検査方法が導入されました。そのことによりまして、これまでの視診、触診というんですけれども、医師が

直接診たり、触って乳房のしこりとかを確認するというよりもはるかに直接そういうレントゲンを撮るということになりましたもので、その精度が高まったと、検査の精度が高まったということで、乳がん検診につきましては2年1回というふうにかわりました。

また、子宮がん検診につきましても、対象年齢が20歳以上まで引き上げになりました。それで子宮がんにつきましては、がんの進行度が他のがんに比べて緩やかだと言うことでありまして2年に1回になったということでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今ちょっと御説明いただいたの、これここでは子宮がん検診は40歳以上が対象者やとちょっと書かれていること。それとがんというのはやっぱり早期発見ということが非常に大事なように思うんですが、確かに精度が上がったということは非常にいいことやと思うんですけど、そのあたり2年に一度で本当にいいのかなという気がするんですが、よろしくをお願いします。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず申しわけございません。187ページ、子宮がん検診の注釈※平成17年度で対象者が40歳となりというところは、20歳以上でございます。まことに申しわけございません。乳がんは40歳です。子宮がんは20歳以上ということでございます。

まず一つは、このがん検診も国や県の一つの指針の中で行わせていただきましてその中で2年に1回ということが示されているわけですがけれども、委員おっしゃいますように、がんというのは早期発見が大切であります。まずは確かにこの二つの種類については、2年ごとに診せていただくということではしておりますけれども、とりあえずは対象年齢になれば、早く受けていただく。なかなかがん検診にもかなりお歳をとられないと受けられないという傾向にもございます。ですから、20歳なり、40歳になれば、速やかに受けていただくということで、若い時期から年齢の早い、浅い段階から受けていただくということで、保健センターの方からいろいろと住民の皆様に啓発をしていきたいというふうに思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 それでしたらこれ乳がん検診も20歳からという形にお願いしたいですし、また間隔も2年に一度、できるだけ前のように1年に1回とかいう形で要望させていただ

きたいと思います。

あと、200ページなんですけど、もう一つ、公害指導の実施で、雑草除去ですね、これは遊休宅地の雑草除去に対して草刈とか指導していただいていると思うんですが、これ地主さんが指導に従われなかった場合、どのような形になっていくのか、ちょっとその辺御説明お願いしたいんですが。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 この件につきましては、斑鳩町環境保全条例第29条で、空き地の管理ということで、所有者に対しまして空き地等の措置をとるように指導するという形になっておりますので、一応こちらの方も、その遊休地の管理している台帳ございますので、毎年その場所を確認をさせていただく中で、草が繁茂しているという状況であれば、所有者に対しまして文書で草刈をしていただくように指導しているという形でございますが、あくまでもこれは罰則規定ございませんし、あくまでもお願いというか、指導の範囲を超えないんですけれども、当然、近所の方が、また役場の方に指導してくれと再三そういうのがございます。ほとんどはそういう形で刈っていただいていると、時期がおくれたりすることありますけれども、刈っていただいているという状況でございます。以上でございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 地主さんにいつも刈ってくれと言っても刈っていただけない地主さんって必ずあると思うんですね。同じ方というような形で、その場合、何か代執行と言いますか、そういうような形でこちらの方から業者さんに刈っていただいて、それを請求するという形はやっぱりとれないわけですかね、よろしくをお願いします。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 あくまでも所有者、土地を所有される方が管理をしていただくということでございますので、町の方でかわりに刈ってその費用を請求するという形は今のところとっておりません。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 厳しい指導のほどよろしくお願いします。私の質問は終わります。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございますでしょうか。

辻委員。

○辻委員 185ページの基本健康診査の実施ということになっています。その対象者が7,831人、受診者3,022人、このほとんどが異常なしが567人、ほとんどが異常あり、要指導とか、要医療、次のページこちらに書いていただいていますけれども、ほとんどの人が何か異常あるような数値があげられているんですけども、受診される方、例えば病院行ったついでに何か受診されるのか、その辺の受診者、どういう人が対象者のほとんど何かの病気持ちかなというふうな思われがちですので、その辺の表し方、何かええ方法ないのかなというのと、ほとんどの人が何か異常な人が567人で、10%しか異常ない、ほとんどの人が異常があるということで、この辺受けられる方はどういう格好で受けられるのか。ちょっと思うのは、何か病気か、異常ちょっと病院いこかということで、この健康診断を受けられるのか、その辺の実態を教えてください。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 現在、町の基本健診につきましては、斑鳩町医師会と契約をしております、各医院で個別で健診を受けていただくということでございます。したがって、対象の方が直接、場合によってはかかりつけ医もございまして、医院に行つて健診を受けられるということになります。そのことから言いますと、既にある病気でかかりつけになっている医院で、ついでいうたらおかしいですけど基本健診を受けられるというケースもままあるかと思えます。ただ、この基本健診につきましては、40歳以上が対象になっておりますが、実際のところはやはり高齢の方が非常に受診率は多いです。40歳、50代になりますと10%受けていただけるかどうかというところで、やはり60代、70代の方が受診としては受けられる方としては多いと思っております。そういうことで要指導や、要医療というところの数字があがってきているのかなというふうに思っております。ただ、要指導と申しますのは、高脂血症、高血圧、糖尿などは兆候としては見受けられるものの、治療の必要はないということで、日常生活上の指導が必要というレベルが要指導ということでございます。要医療ということになりますと、主に医師の管理のもとで内服薬の投与を受けながら、定期的な検査が必要だというのが要医療ということでございます。したがって、確かに件数としては異常なしという方比べると多いんですけども、ただ要指導とされた方は、一般的に病気を発症しているというレベルではないということは御理解をいただきたいと思えます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 そうかいなと思っているけどね、こない書いていたら、例えばパッと見たときに、何て病気の人が多いのかなというふうな感じにも思うやろ。半分以上が要医療となっていますので、これしかしゃあないのかなという気もしますねんけど、何か表見た限りでは、ほとんどの人が何か病気持ちかなというふうな気もしますので、やむを得ないのかなと思いますけども、パッと見たらそういう感じでしたので、これよろしくをお願いします。

○里川委員長 委員の皆さんの方からございませんか。

西谷委員。

○西谷委員 もう1点だけちょっとお尋ねしておきたいと思って、209ページのところで、古紙・繊維リサイクルの回収の中で、少子化で集団回収実施できない自治会に対して町が直接回収を行い再資源化を図ったということで、売上が14万円、12自治会ということになっているんですが、それは町が直接されるのか、それとも回収業者に委託してされたんですか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 このモニター回収事業につきましては、自治会、あるいは子ども会さんで資源物の集団回収できないという自治会に対しまして、町が直接収集を行っております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 その売上の金額というのは、この費用はそしたら町へ収入として雑収入として入っているということですか。

○里川委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 この売却の金額につきましては、町の方に歳入として入っております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 あのね、実際に私自身は、集団回収について、集団回収やめよやなくて、助成金やめたらいいというので私は主張しているんですが、ただ現実的に見て、もともとの助成金という自身が、集団回収やっても、全く古紙とか雑誌が売れへんかったときの施策として始まったものですから、実際に今はもう当然、市場に売れるわけですから、あえて私はそういう集団回収の助成金いらへんの違うかなというのと。

それと、現実的に、町長も子どものそういう教育のためとかという形で、こういう集

団回収の制度というふうにおっしゃるんですが、現実問題として、町内の中であちこち聞いたり、見たりしていますと、稲葉でもそうですけれども、集団回収とはいっても、実際に何月何日の何時までにどこそこへ古紙とか、雑誌持って来てくださいと回覧が回るだけです。よそで聞いてもやっぱり同じような形でした。だから、実際に子どもが多くてきちっとそういうことをされているところもあるんでしょうけれども、町民がやっているようなところもあるし、例えば南服部みたいに自治会がやられていて、どないされているのかなと見ていたら、全部、自分とこの玄関に出されていて、業者がざあっと回収に回っているという形なんですね。だから、それから見ていると、一つの集団回収の意義とかというものよりは、私はもう廃止した方がええん違うかなと僕は率直に思います。実際に補助金をやめよということで、集団回収をやめよということではないので、その辺は誤解のないようにしてほしいですけど。ただ私はこういうのを見ていると、実際には住民がごみについての関心とか持ってもらうというのは、ある意味で、前にも言いましたが、王寺町みたいに、町内で自分とこで自由にされる所はいいんですが、それ以外のところについては、別に町で回収やっていて、毎月皆さんの出されたごみが、今月はこれぐらいたまりました、来月はこれぐらいたまりました、その基金でよその例を見ていますと、乳幼児の無料を9歳まであげたとか、何か目に見える形で住民が何かしたことによって、それが広報なんかでその成果を広報で発表し、その皆さんが集めたお金がこういう形で使われている、目に見えた形で使われる、そういう私は仕組みをつくった方が、ごみについての関心とか、町行政に対する関心みたいなものは、逆にふえるのではないかなというような素朴に思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 いつもこういう問題が議論になってくるのは、今、古紙が高いから、そういう状況になっては、結局何もかも補助金出さんでもええやないかというような、当初はその問題等については、古紙は値崩れしたんです。雑誌とかいうたら有償で逆に業者へ渡したんですよ。だから今は中国でもペットボトルが売れるからペットボトルにいくとしたら、仮に今はいいですけども、今、ペットボトル協会は、その業者は今度もう一切とられないよと、だからそういうことでお宅が抜けるんだったら今度とれませんかということもやっぱり約束されとるわけですね。だからそういうことも十分議論をしていかなかったら、私は何も、回覧板で何曜日のとこに雑誌あるいは新聞紙を置いてくださ

いということよりも、私はやっぱり子ども、あるいは婦人会ではそういう、自治会の皆さん方がこうしてやっぱり焼却したらこれだけの分が大変なんですよと、そういうことについては皆さん方はやっぱりごみを減らそうということが一つの目的としてやっているわけですから、何も値段が上がっているからそういうことは補助金はやらなくてもいいということには私はあいならない。やっぱりこうして努力をいただくことについて、できるだけやっぱり今、5円をやっている中で、やっぱりその中で運営をされているわけですから、やっぱりそういうことについて、ごみの問題についても、子ども会にエコクラブがあったり、そういうことで、どんどん子どもでも、ごみをできるだけ減らさないといけないと、あるいは川をきれいにせないかんというそういう意識って、親からそういう子どもに対しての教育というのを、我々としても十分していかないといけない。ただ回覧板一つであるいは業者がきたから、そしてもう業者が集めたから、そしてもうそれはよろしいと、私は集団回収そのものについては何も反対しませんよというんじゃないし、やっぱりそういう延々と続いていく中で、私はいつまでもこういう古紙が高く売れるという時代は必ずくるということは、当面やっぱり中国でも、あるいはもうオリンピックが終わったら大変なことになるというようなことも言われているので、経済市場というのは非常に激しいわけですから、そういうことも十分考えていかなかったら、そのときに今度慌てて、その関係等についてはどこへ持っていくんだと、もう業者どんどん、どんどん減ってきたと、減ってきたけれども、その業者が今度どないしとるいうたら、高い金出さないきませんとかこうなってくるわけですから、やっぱりそこらをもう少し十分に、こういうことはやった以上はそういうものを継続しながら、そういう子供会、あるいは自治会、あるいはそういうものについて、できるだけ町に対する協力をしていくということをこれからも植えつけていかなかったらいけないなと思っていますし、私はそういう関係で補助金はゼロにせえとかいう問題の議論じゃないと私は思っています。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 いや私はね、斑鳩町のまちづくりについて、住民が町のために、あるいは自分たちが環境のためにすることについて、基本的にはボランティアでやられているということに、やったから金をもらおうというのは、そういう習慣というのは、僕はやっぱり余りよくないの違うかな。純粹にそういうことをすることが大事であるし、今、町長が

古紙がまた下がった、下がったときに要は助成金はじめたときと同じような形でまた対応されたらいいの違うかな。斑鳩町にふんだんにお金が余っているわけでもなく、やっぱり実際に、多分キロ当たり4円にしたら、今、売れているのもそれぐらいの、それ以上の値段で業者に売れているのかなということを考えますと、結局、町が出す助成金とほぼ同額のもものが売れているという、そういうお金があるのやったら、私はほかの方へ回した方がええんかなという形で、意見をいわしてもらった。ただこれは見解が違いますから、これは結構です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございませんでしょうか。

大変申しわけないんですが、どうしても私聞きたいことがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

成果報告書の180ページに妊婦一般健康診査の実施というのがございませう。これにつきましては、事業主体と、それとその妊娠周期の間に何回という形でこの実施をしていただいているのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 事業主体といひませうか、これは実際に健診をしているところということ。事務主体は斑鳩町でございませう。

○里川委員長 お金出ているとことか、県事業なのか、町単事業なのか。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 これは町の事業、町で出す事業でございませうけれども、費用の一部が地方交付税算入されているということございませう。

それと、基本的に現在健診につきましては、町としては今無料健診につきましては1回ございませう。

○里川委員長 今お尋ねしたのはなぜかと言ひませうと、お察しがついておられると思ひませうが、昨年大淀病院の不幸な事故があつて、周産期医療について奈良県は力を入れていこうということでありませうが、先般、また妊婦の方が救急を呼ばれて1時間30分収容先が決まらないというようなこともあつた中で、驚いたことに、その妊婦の方が、全くそこまで健診を受けておられなかつたということに私も驚いておひませう。当初、流産という報道であつたのが、後には死産となりました。流産と死産の意味は担当も御存じのように月数が違ひと思ひませう。それぐらいの月数になつていながら、健診を受けておられな

かったという事態について、私自身もすごく世間でいろいろ若い方たちとの労働条件の問題とかいろいろなことが言われています。生活の格差だとか、いろいろなことを言われている中で、子育て支援とって各市町村や、県や国も言いながら、妊婦さんが健診も受けておられない状態で月数が進んでいてこういう事故が起こっているということについて、とても深く考えるところとなってしまいました。このことでいろいろ調べてみますと、政令指定都市なんかでしたら、独自に健診の回数ふやしておられるとかそんなことがありましたので、ちょっと事業主体とお金の出どころについて確認をした上で、町の方につきましても、今後の今聞きましたら事業主体は町で、一部交付税算入をされているという中にありまして、これ確か35歳以上の受診者の方には2回かなと思うんです。35歳未満は1回で、35歳以上になりますと2回の無料健診を受けられるようにされているかなと思うんですけれども、ただ、健診って4週に1回とっておりましたら、その方の体の状況や、胎児の状況によっては、妊娠初期でも4週に1回ではなくて、2週に1回きなさいと言われはって、1カ月に2回健診行かなあかんというような状況も多々あります。若い世代の方にとっては、非常にその健診、御承知のように医療行為ではございませんので、健診の費用というのは結構します。非常に大変な思いをして健診をきちっと受けていただいているような状況があります。また、健診を受けていただかないと先日のような不幸な状態も招くということの中で、この妊婦の一般健康診査につきまして、何とか35歳未満1回ということですが、その方の状況によりまして、回数を交付税算入も見込めるのであればふやすという方向にはならないのかどうかというところ、先日の事件なども受けまして、担当の方もいろいろなこととお考えいただいているとは思いますが、町としての考え方お聞きしておきたいというふうに思います。

小城町長。

○小城町長 この現状を踏まえる中では、もう今、県が積極的に毎日ほど会議開いてやっ
ていただいています。先立っても荒井知事とお会いしたら、荒井知事、男というのはな
かなかそういうことはわからなかったけれども、結果的に今おっしゃったように6カ月
までは流産と、7カ月、6カ月以上たってまいりますと死産ということがはじめて私も
わかりましたということ知事申されてました。ということがやっぱりわかってくると、
そういうことについて県としても、昨年の大淀の問題、あるいは今回の問題は今おっし

やったように、患者さんが一定かかりつけの医者がないということで今大きな問題があったということですが、しかし救急車が10何カ所もたらい回しということで事故が起こった、その事故によって流産したん違うかというようなことも報道された、報道が早かったかどうかわかりませんが、医大としては、先生は私はオペしていたけれども、少し待っていただいたら、そういうことを申し上げたけれども、連絡の行き違いとかどうか知らんけども、医大は無理だということで断られたということになっていきますけれども、いろいろとそごがあったと思います。やっぱりそういう点について、県も十分これ検討されて、町で1回、あるいは35歳2回やっている無料健診についても今後はそういう点については、そういう方が今現実におられたわけですから、そういうことも踏まえて、早急にそういう対策が講じられるのではないかと、また町としてもそういうことも十分検討しながら、来年どうしていくか、そういうことについて検討を加えていくことが大事やと思います。

○里川委員長 真の子育て支援に向けまして、斑鳩町にも努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それともう1点、ちょっと気になる点がございまして、質問をさせていただきたいと思います。

成果報告書の174ページの方に、高齢者インフルエンザ予防接種の実施ということであげていただいております。実はこのインフルエンザにつきましても、以前から単価の問題について、いろいろ私も申し上げてきた経過がございまして、少し、単価が高いのではないかと、もうちょっと何とかならないのかというようなことで、多くの方に受けていただくこと、そして町の負担も少しでも軽くなるようにということで、単価の問題についてはふれてきた経過もございしますが、単価の考え方について、この18年度を終わられる時点でも、もう既に後期高齢者医療の関係も出てきておりましたので、後期高齢者75歳以上の方を全県での広域連合としての医療をしていくという中で、現在、斑鳩町このインフルエンザの単価につきましても、7町の医師会で単価を決めておられるというようなことなんです、このあたりについて、今後の見通しも含めまして、18年度決算終わられた中で、インフルエンザの単価についてどのように内部で議論をされているのか。また、その動向について、お聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

小城町長。

- 小城町長 その関係は、7町の広域医師会と広域圏の今、会長している秋田町長とまた副会長の杉田町長との間で、いろいろと話されるのですけれど。実態等を把握をして医師会等に御要望しとる、これまたいろいろと7カ町で5,020円ということで契約をしております。中には一般でいきや3年間もつというところもあるわけですね。医師会との合議でございますから、7カ町としてどうあるべきかという問題。それと一番問題は、今、各町においても三郷町は1,000円の負担をとっているとか、あるいはそういうところもございました。私どもは無料でやっていますけれども、そこらのことも十分考える中で、ことし、また医師会との協議で三郷の会長あるいは上牧町の副会長がどういう対応をしていただくのか、5,020円になるのか、あるいは安くなるのか、そういうことは十分承知をされていますから、やっぱり医師会の出方次第であります。我々としては、やっぱり医師会というのは共存共栄というのか、小学校あるいは校医ですから、なかなかそう簡単にむげに、そしたら校医やめますよといわれたらこれまでですから、我々、地域も眼科なかったら眼科の先生もやっぱりそういう方を生駒から呼んでいただくとか、いろいろなこともしてますから、そういう背景の中で進んでいますから、できるだけ安いことには越したことはないですよ。そういう医師会との協議でございますから、その点について努力はしますものの、現状5,020円になっていくのかどうかわかりませんが、そういう点は十分、会長、副会長が含んで話をされると思っています。
- 里川委員長 ただいま町長から御答弁いただきましたように、斑鳩町では相当な努力をする中で個人負担をいただかない形でお年寄りの健康、そして予防ということに力を入れてやっただけのことについては評価をさせていただきますが、ただやはり斑鳩町も財政も厳しいおりですし、そしてまた75歳以上の広域連合での医療制度ということになってきたときに、このあたりの関連、整合どうなっていくのかということは非常に私自身も関心があるところでございます。また、今後も十分に県下の医療機関、そしてまた、広域7町での医療機関どんなふうこの辺を調整をとっていただけるのかわかりませんが、斑鳩町のお年寄りのための努力を重ねてやっただけのようお願いをしておきたいと思っております。

ほかに委員さんの方でございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 以上をもちまして、第4款衛生費についての審査を終わります。

10時30分まで休憩といたします。

(午前 10時16分 休憩)

(午前 10時30分 再開)

○里川委員長 時間がまいりましたので、再開させていただきます。

続きまして、第5款農林水産業費について説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費について説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の216ページから227ページでございます。座って説明させていただきます。

農林水産業費全体といたしましては、決算書132ページに記載のありますように、予算現額1億2,643万3,000円、決算額1億2,055万5,039円で執行率は95.4%であります。

まず、216ページ、第1項農業費、第1目農業委員会費であります。予算現額790万8,000円に対しまして、決算額748万4,330円で執行率94.6%となっています。毎月委員会を開催をし、通常の農地転用及び農地利用にかかる案件を審議し処理を行ってまいりました。

次に、農業委員会が重要課題として位置づけて取り組んでおります遊休農地解消対策であります。農業委員会における農政特別委員会において現地調査及び所有者への意向調査を行い、その結果の取りまとめたところでもあります。今後において、その調査結果をもとに解消対策について具体的な方策の検討を進めていくことといたしております。また、遊休農地解消対策についての先進地であります高知県江南市の農地パトロールと、所有者の意向把握で遊休農地対策ということ、そして香川県高松市のそばによる地産地消で耕作放棄地の荒廃防止を目指すということの取り組みについて、先進事例の視察研修を行い、今後の農業委員会が取り組んでいく遊休農地解消対策の参考といたしております。なお、県等の主催による研修を受けるなど、委員としての資質向上にも努めていただいたところがございます。

次に、217ページ、第2目農業総務費であります。予算現額4,123万6,000円に対しまして、決算額4,094万4,159円で執行率は99.3%でありま

す。主に農林関係に従事する職員の人件費等でございます。

次に、218ページをお願いいたします。第3目農業振興費であります。予算現額378万3,000円に対しまして、決算額342万6,613円で、執行率90.6%であります。斑鳩町の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、後継者不足、不在地主の増加に伴う農地の遊休化など、依然として厳しい状況が続いています。また、このような状況下でも、農家が自主的に直販所の開設などにより、農業の活性化を図っているという兆しも見えています。斑鳩町としても、農業が活性化することにより、環境の保全を考えるうえでも、ますます重要な施策になると考えているところであります。今後とも農業の活性化を図る施策を展開してまいり所存でございます。このような状況の中、斑鳩町内で活動している農業関係団体への支援や、集落営農への助言、指導を引き続き行ってまいります。

また、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業フェスティバルを11月25日から2日間実施したところであります。

次に、219ページから220ページ、第4目土地改良事業費であります。予算現額6,444万3,000円に対しまして決算額6,112万9,764円で、執行率94.9%であります。農業を行ううえでの土地基盤の整備として、高安、幸前、三井地区の農道及び水路整備を実施しました。また、守谷池の整備事業は土地改良施設維持管理適正化事業として、3カ年事業の3年目の改修工事を実施いたしました。さらに土地改良事業の支援といたしまして、農業経営の合理化と、農業振興を促進するため水路改修や、水門の整備など、水利組合等が行う5件の土地改良事業に対し助成したものであります。

次に、221ページから222ページでございます。第5目生産調整推進対策費であります。予算現額537万5,000円に対しまして決算額423万5,021円で、執行率78.1%であります。生産調整の円滑な推進を図るため、国の助成の対象となる生産調整実施水田の49.15ヘクタールに対し、10アール当たり6,000円の助成を行いました。

また、転作田団地化の促進といたしまして、生産調整の円滑な推進と、転作営農の安定化を推進するため、助成要件を満たした生産調整実施水田の13.63ヘクタールに

対し、10アール当たり3,000円の助成も行っております。なお、転作実施状況につきましては、農家の皆様の御理解と御協力によりまして、生産調整目標も達成ができております。また、生産調整推進対策も国の改革により変化しつつありますが、米の供給均衡化の対策としては重要な施策であります。町としても県、農協、農業者等の関係者と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、223ページ、第6目有害鳥獣駆除対策事業費であります。予算現額30万円に対しまして決算額30万円で執行率100%であります。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために地元猟友会に委託し、ドバト等189羽を駆除しております。駆除実施に際しましては、猟友会と安全対策には十分な協議を行い実施いたしております。

次に、224ページ、第7目地域農政推進対策事業費であります。予算現額58万7,000円に対しまして、決算額36万7,296円で執行率62.6%であります。斑鳩町における望ましい営農の実現を図るため、奈良県農協の協力のもと、合同での研修を各地区の農家組合長と関係者の参加を得て実施したところでございます。また、都市住民と農業のふれあいの機会づくりといたしまして農地を活用したレクリエーション農園の開設を引き続き行ったものであります。

次に225ページ、第8目遊休農地解消総合対策事業費であります。予算現額85万5,000円に対しまして、決算額85万1,048円で執行率99.5%です。遊休農地の解消を図るため、平成18年度から国の支援を受け実施いたしました新規事業でございます。農業委員会の全面的な協力を得て、遊休農地の現地調査、耕作放棄地意向調査、遊休農地を活用して実証展示ほのそばと菜の花栽培などを実施しております。

次に、226ページ、第2項林業費、第1目林業振興費であります。予算現額143万円に対しまして決算額130万5,980円で執行率91.3%であります。景観保全及び災害防止など、すぐれた機能を持つ森林を被害から守るために実施いたしております。松くい虫防除事業が主なものでございます。被害の状況を把握しながら、被害木の伐倒駆除を引き続き実施いたしております。

次に、227ページ、第2目里山林機能回復整備事業費で予算現額51万6,000円に対しまして、決算額51万828円で、執行率99%であります。森林環境税を使った事業として、平成18年度から実施している新規事業となっております。里山林の

機能回復を図るため、山林所有者の協力を得て、町内のボランティア団体により実用木の除去や、下草刈りの整備を進めております。

以上が第5款農林水産業費の概要でございます。よろしく願いをいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第5款農林水産業費について、委員の皆さんからの質疑をお受けいたします。

西谷委員。

○西谷委員 まず216ページの農業委員会の運営の中で、725万7,530円とあるんですが、この中で、農業委員会の先進地の調査研究の費用というのは、この中でどれぐらい使われているんですかということと。

それと217ページのいきいきファームの充実ということで800万円の事業が行われているんですが、これは具体的にどういう事業の内容なのと、その内訳ですね。

(「8,000円」と呼ぶ者あり)

それはけっこうです。

それと225ページの遊休農地再生活動のそばと菜の花ということで、実際つくってその後どうされたのかという。それと、今後、この事業について、どのように今後展開されるのか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

○里川委員長 佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 まず、1番目の農業委員会の研修にかかる費用でございますが、216ページのところに41万6,040円というのがございますが、このうちの農業委員会の参加15名と、それから事務局3名の旅費の費用、それとバスの使用料及び賃借料、バス借上げ料が13万1,250円と、通行料等で5万8,000円でございます。

それから、そばと菜の花の栽培でございますが、そばにつきましては、イツボ川の東側の農地で遊休農地を利用して去年栽培していただきまして、産業フェスティバルの中でそばチップ等として販売するなど、またそば道場ということで手打ちのそばを実証していただいて、そのそばの住民の方にも少しでも取り組んでいただけるような試みをされております。それと、菜の花につきましては、ことしに種を収穫いたしまして、今、採油を業者委託しておりまして、今度また産業フェスティバル等で販売とか、展示とかさせていただきます予定でおります。

○里川委員長 ほかに委員の方からの御質疑はございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 227ページの里山機能の回復、18年度から行われたと今説明お聞きしたんですが、これ実質、ボランティア団体での事業の内容をもう少し詳しくご説明いただけませんかでしょうか。どれぐらい今回これやられて、効果が見られたのかも含めてちょっとお願いします。

○里川委員長 佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 里山林の機能回復でございますが、県によりまして山林を守るということで、森林環境税を18年度からされております。それを利用して、その補助金をもって、斑鳩町としては毛無池から松尾山へ行く山林といいますか、その両サイド2.5メートルずつ、幅5メートルですね、両サイド合わせて、その雑木林とか、下草刈りをしていただいて日が当たるようにして明るくする、木の育ちもよくするという事業を取り組んでいただいたところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今事業内容を聞かせていただきまして、非常に山が荒れているというのはもう日本全国各地で非常に言われている問題ですので、これは今後とも継続してやっていかれるということなんですね。

○里川委員長 佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 この事業につきましては、まだ5年間の事業でありますので、それで今、今回は200メートルやりまして、次400メートルずつをやっていくということで、毛無から松尾山へ行く道、その道から白石畑の方へ抜ける道をそういう感じで両サイド2.5メートルずつ計5メートルの間伐とか、下草刈りをする予定で計画しております。

○里川委員長 ほかに委員の方からの御質疑ございませんでしょうか。

ないようでしたら、1点私からちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、生産調整ということで、これまで名前がかわっていますけど、昔は減反というような言い方をしてきたと思うんですが、生産調整やる中で、私も農業委員会の方行かせていただいて遊休農地の調査をして、相当遊休農地、斑鳩町でもふえているのに、現状ある田んぼでまだ調整をしなければならないのかということの中では、遊休農地と、それから生産調整しなければならない田んぼの面積との関係の中では、今どのように動いてきているの

かなと、昔でいう減反、昔やったら相当せなあかんかったんかな、今、遊休農地これだけふえてきたら減反する面積は随分減ってきているのかなとか、そういうこともいろいろ考えながら調査をさせていただいたところなんです、その辺の動きについては、担当課の方どのようにお考えになられていますか。

佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 今、御指摘の生産調整でございまして、まだまだ国全体として米の受給調整が必要な状況がありまして、遊休農地につきましては、そういう今、斑鳩町の農業の実態が都市化が進んでおりまして、担い手不足等という状況で耕作されないというような状況で、遊休農地がふえているという状況であります。そうした中で、減反面積につきましては、それも今までから含まれた中での実績となっておりますので、それも含めて、今まで減反のカウントをしていたということでございます。

○里川委員長 そしたら、実質的な減反をしなければならない面積というのは、実質的には以前よりは少なくなっているのかなというふうに感じるんですけども、それと地産地消の問題でいえば、小・中学校の給食にも米飯給食取り入れています、この米飯給食の中では、斑鳩町のお米というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 地産地消につきましては、今のところ米まではやっていただけてない状況だと思います。ただし野菜等につきましては、地元の野菜を全部地元を利用していただくということで、農家の方と連絡をとり合って実施している状況でございます。

○里川委員長 生産調整までしながら、つくれるところをつくらずに、でも学校の米飯給食に地元のお米を使えないというような、何か非常に残念な状況にあるのかなというふうに考えます。今後の農政におかれましても、さらなる地産地消、そしてまた地元の、農家さんにもいろいろ農家の体験とかいうことで小学生の方たちもいろいろ利用させていただいたり、体験させていただいたり、見学させていただいたりとか、出前で学校へ来ていただいたりとか、いろいろな交流をしていただいているとは思いますが、今後もやっぱり地産地消に向けて、米というのは一番の農作物の中での主食になるとも重要な部分ですので、またさらにできる限り御利用いただけるような方向を見出していただけたらというふうに思います。

佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 米のつくりにつきましては、一部学校でも農家の方に指導を受けられて、実際にやっておられるところもありますので、今後ともそういう野菜だけではなく、米も利用していただくように調整は検討してまいりたいと考えております。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で。

吉野委員。

○吉野委員 大分前に、確か村中議員さんがおられたところに、今の地産地消で斑鳩町でできた米を斑鳩町の学校に使えないかと、こういうお話ししたところが、地元の農家の方が、こんな悪水でつくった米はうちの孫に食べさせられないと言ったと。こういう悪水とかいう状況は、今どのようになっているのでしょうか。

それからもう一つ、うちの近く、住民さん方が畑があったらつくりたいという人が結構たくさんおまして、サラリーマンさんとか、サラリーマンやめた人とかが、1回畑やりたいなというような結構おるんですよ。そういう人たちの需要というんですか、それを満たすような遊休農地があればですね、町の方で斡せんするような方法はないのかなということと。

もう一つ、竹林の小道というのが北庄の方にありまして、そこは私どももボランティアでウォーキングなんかで一緒に歩くんですけども、東側の方から小道に入っていくところに、大きな小屋がボコボコとできておりまして、これがどうもちょっと景観よくないなという話も出ているので、これは農業委員会とかそういうところに関係があるのでしょうか。以上3点。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 米飯給食の関係で、地元の米を使ったらと、ただまあ今の吉野委員の発言の中で、悪水というのは、これは農業者等がこういう発言というのは謹んでいただかなかつたら。せっかく斑鳩町で農業をしておられる方、そういう方々が、やっぱり悪水がやっぱり家庭雑排水が出てくるわけですから、それを管理をいたしますから、法隆寺東部土地改良区、あるいはまた改良区等が、そういう人たちは努力をされているんですから、そういうことについて、ああいう悪水の米を町の給食に使ってはどうかという問題よりも、みんながそういうふうに使われるという、おいしい米を斑鳩がつくっていくんだという米のPRをしていくことに今の発言ですけれども、そういうことに改めていただいた方が、私は斑鳩町からこうして皆さん方が、小学生にお米を、農家から出てきた米

を食べてもらっているという誇りと自信を与えることが大事やなと思っております。そういう点については、以前からもそういう話ですから、学校給食会において、そういう点については米飯給食の中で、今、東洋ベーカリーさんが入れていますけれども、その米については、斑鳩町の米を使っているというか、一応今、県産の米を東洋ベーカリーに配布をしてやっているということですから、そこらは一応また教育委員会として検討を加えていただいて、なるのかならへんのかこれはまた県で一括購入ですから、そこらはやっぱり改善をするということにもなってくるわけですが、そういう点にひとつよろしくをお願いします。

○里川委員長 引き続きまして、畑があったらつくりたいというような方の問題について。
佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 一般住民の方で、また畑をつくりたいということでございますが、いきいきファームとして、稲葉地区と、今現在、阿波地区で100区画やっておりますが、今現在では満杯の状況で、まだ町といたしましても、ふやす計画ではおりますので、今、適地を探しているところがございますので、また適地が見つかりましたら、また区画をふやしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○里川委員長 三つ目については。
藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 おっしゃいました北庄の小屋ということですが、現在、その小屋ちょっと私も確認をできておりません。土地がどういふ土地であつて、用途がどうであるかということ踏まえて判断をする必要があると思ひますので、現地の方を確認をしたいと思ひます。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 先ほど、町長からお話がありました悪水の件なんですけど、以前はそういう状況であつたけれども、今はどうなのかと聞いたことであつて、私が斑鳩町の悪いことをいっているわけじゃなくて、そういうことでございますのでひとつよろしくお願ひします。

○里川委員長 それでよろしいですか。

ただいま吉野委員の御質問の中の畑があったらつくりたいという問題につきまして、これから団塊の世代の方たちが、現役を退かれる中においては、そういった方々の要望

もふえてくるのではないかというふうに私自身も感じておりました。いきいきファームがっぱいの状態である中で、適地というのをどのようにお考えいただいているのかわかりませんが、地域的なバランスなども十分お考えをいただきまして、適地を見つけて供給できるように御努力をお願いしたいとお願ひしておきます。

ほかに委員さんの方で、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって第5款農林水産業費についての審査を終わります。

続きまして、第6款商工費について説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、商工費について御説明申し上げます。主要な施策の成果報告書の228ページから237ページでございます。座って説明させていただきます。

商工費全体といたしましては決算書138ページに記載されておりますように、予算現額1億603万4,000円、決算額9,932万4,691円で執行率93.7%であります。まず、

228ページ、第1項商工費、第1目商工総務費であります。予算現額3,392万9,000円に対しまして、決算額3,357万9,254円で、執行率99%であります。社会参加の促進、支援を目的に高齢者の方の豊かな知識と経験、技能を生かした就業機会を提供いたしております、斑鳩町シルバー人材センターの運営や活動に対する助成及び商工事業や、観光事業の推進に要した人件費等でございます。

次に、229ページ、第2目商工業振興費であります。予算現額1,532万8,000円に対しまして、決算額1,529万5,221円で、執行率99.8%であります。我が国の経済の先行きについては、緩やかに景気回復は続くと思われておりますが、斑鳩町においては、小規模事業者が中心であることから、依然として厳しい経営環境が続いているものと思われまます。また、商業を見ましても、大規模店舗や、郊外店の進出により、地元商店街が寂れるなど厳しい状況が依然として続いております。このような状況の中、斑鳩町の商工業者に対しての支援を行っている商工会の活動に対し、引き続き補助を行うとともに、町内商工業者の経営の安定を図るための融資に対しての債務保証料の助成を行ったものでございます。

次に、230ページから231ページ、第3目観光費であります。予算現額1,2

06万1,000円に対しまして、決算額858万9,369円で、執行率71.2%であります。世界遺産に登録されている法隆寺を観光資源とした観光であります。斑鳩町の観光も観光客のニーズの変化により、修学旅行を中心に減少傾向になりました厳しい状況となっている中JR東海の「うまし うるわし」がキャンペーンの効果もあって、本年度は観光客の増加をみたところでございます。このように目まぐるしく変わる観光客の動向を、このための調査に協力するとともに、インターネットによる観光情報の発信など、多種多様な宣伝誘致事業を展開しております。3月よりJR法隆寺駅の案内所においても案内業務を行っている観光協会への支援をいたしました。また、外国人観光客の誘致を図るべく、木造の世界遺産の所在する市町村による木造の世界遺産市町村連絡協議会により、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、国とともに積極的な誘致活動を行い、外国人観光客の増加に取り組んでまいりました。

次に、232ページ、第4目観光会館費であります。予算現額39万円に対しまして、決算額32万5,407円で執行率83.4%であります。観光会館の維持管理費であります。現在では主に地域住民の交流の場として活用されている状況でございます。これらの方々が安全で快適に利用していただけますよう維持管理に努めているところでございます。

次に、233ページ、第5目消費者対策費であります。予算現額49万2,000円に対しまして、決算額46万6,548円で、執行率は94.8%であります。消費者保護対策の充実といたしまして、消費者相談窓口を毎週木曜日に開設し、住民の方々からの相談への対応に努めます。相談件数は66件でございます。昨年度比4件の減となっておりますが、相談内容は複雑多様化し、悪質業者の手口も巧妙になり、国民生活センターの法律の専門家に協力を得る中、相談体制の充実を努めております。

また、生活設計学習会の開催であります。本年度も金融商品の利用方法や、安心な暮らしのための生活設計、知っておきたい暮らしの税等、生活の合理化に資する知識を取得することを目的に学習会を開催をいたしました。

次に、234ページから235ページにかけてでございます。第6目歴史街道ネットワーク事業費でございます。予算現額860万7,000円に対しまして、決算額813万2,488円で、執行率94.5%であります。13回目となる太子ロマン斑鳩の里観月祭を9月22日に奈良金剛会の協力を得まして、聖徳太子縁の斑鳩の里を発祥

の地とする能楽金剛流による講演を行いました。

また、毎年開催される伝統的行事であります秋祭りの太鼓台を中心としたイベント斑鳩の里ふるさと秋祭りを引き続き、住民の主導による実行委員会の企画により実施をいたしました。多くの住民の方々の参加を得て、盛大に開催をすることができました。また、斑鳩の里を訪れる観光客をJR法隆寺駅から法隆寺まで安全に誘導するための案内サインの整備も行いました。

次に、236ページ、第7目法隆寺iセンター管理費であります。予算現額2,093万3,000円に対しまして、決算額1,933万9,738円で、執行率92.4%であります。本年度より法隆寺iセンターに指定管理者制度を導入いたしました。指定管理者には案内業務が主な業務となることから、町内をはじめ、広域的な案内業務をこなす職員を有し、実績もある斑鳩町観光協会を指定をいたしました。管理運営に努めているところであります。法隆寺iセンターは歴史街道構想の拠点施設として位置づけられており、斑鳩町及び周辺地域の観光情報の提供、案内を観光協会を中心に観光ボランティアの方々の協力を得て行っていただいています。観光客の皆さんには、大変御好評をいただいております。来館者並びに利用状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、237ページであります。第8目観光自動車駐車場運営費であります。予算現額1,429万4,000円に対しまして決算額1,359万6,666円で執行率95.1%であります。観光自動車駐車場においても、指定管理者制度を導入し、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営をお願いしています。指定管理者であります観光協会においては、観光シーズン等の駐車予想台数を的確に把握するなかで、職員の配置などを調整し運営に努めてまいります。また、観光自動車駐車場内のトイレにつきましても、バリアフリー化や、外国人観光客にもゆったりと利用していただけるよう改修を行ってところでございます。

以上が、第6款商工費の説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について、委員皆さんより質疑をお受けしてまいりたいと思います。

西谷委員。

○西谷委員 236ページの法隆寺iセンターの委託料が平成17年から18年にかけて

428万8,101円ですか、400万円ほど上がっているんですが、これは何か理由あるんですか。

○里川委員長 佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 18年度から指定管理者制度を導入いたしましたことによりまして、今まで17年度までは、観光協会さんの方へ委託料として払っていた分につきまして、その上乘せとしまして、エレベーターの点検委託料とか、浄化槽の設備の、そういった整備の委託料がふえてきておりますので、それも一括で指定管理者の委託料の中へ入っているということで増額になっております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 ということは今まではそういう費用というのは、町から出していた分を全部指定管理者にするから、込みで委託したということですか。

○里川委員長 佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 そういふことをごさいます。ただ、光熱水費と修繕費につきまして、最終をもって精算するという事になっております。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で。

伴委員。

○伴委員 233ページお願いします。消費者相談の実施の件なんですが、今御説明をお聞きすると、週1回木曜日行われているということなんですが、実際のところ一般的に消費者問題で大きく取り上げた、クーリングオフというのは8日間の期間しかないという事から考えれば、週1回というのは非常に難しい、実質消費者相談に来られた方が、もう手おくれになっているような事案があるのではないかなとこう思うんですが、そのあたりのことはどのようになっているのでしょうか。

○里川委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 週1回の相談でございますけれども、斑鳩町では週1回ございますけれども、奈良県の方で、奈良と高田に消費生活相談の窓口がございますので朝の9時から12時までと、1時から4時の間にございますので、電話でも相談できますし、行ってもできますので、それでこちらの木曜日以外でしたら、それを紹介させてもらっております。あと、それを行ってもらって相談、もしもだめでしたらまた木曜日に来ていただくこととなりますので、クーリングオフとか日が決まっておりますので、あとは県の方

で対応できるようには紹介させていただいています。以上です。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今、御説明お聞きしたんですが、みぢかな窓口と考える場合、町のこの相談窓口というのは非常に皆さん有効に考えておられると思うんです。そのあたりからもこれ、週2回とか、結局1日やるのではなく、回数、週のあたり回数をふやしていただきたいということをちょっと御要望させていただきます。以上です。

○里川委員長 ほかに委員の皆さんの方から何かございませんでしょうか。

申しわけないんですが、私1点だけお尋ねをしておきたいことがございます。実は、各都道府県の労働局の方で、再就職などを支援するセミナーとかやられる中でですね、就職の面接の際に、給料や、休日などの質問をひかえるようなというような指導する内容のテキストを採用しているということが言われておまして、これが2005年度から始まった再就職支援セミナーで使用されている経過があるというようなことがございました。そして、私たちは、若者につきましても、一たん就職したけれども、なかなか自分あわないと、違うことがしたいということで再就職、そしてまたリストラにあわれた方たちの再就職とか、そういう多方面から就職に関しても町としては意識を持ってほしいということで、若者に関しましても、ジョブカフェのこととか、これまでいろいろ提案、広報の提案などもしてまいりました。この面接必勝の秘訣などといわれるようなセミナーでのテキストの存在について、奈良県はどうなっているのでしょうか。これは労働局、都道府県の各労働局で行われていたものであるということなので、これに関しまして、私も奈良県ではどうだったのかということについて非常に気になりますし、担当としてもこういうことについて、やっぱりきちっと認識を持っていただけておきたいということもございまして、あえてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 労働局でそういう給料や、休日を面接のときに聞くなという行動につきましてはお聞きはしておりますけれども、奈良県の状況につきましては、そこまでちょっと今、はっきりしておりませんので、また後日ちょっと確認させていただいて御報告させていただきたいと思います。

○里川委員長 働く人たちにとって、休日がどうなっているのか、給料がどうなっているのかというのは大変大きな問題です。その質問をひかえよと、その質問はするなという

ようなテキストを労働局がつくっているとしたら大きな問題だというふうに私自身も考えましたので、これについてはやはり奈良県の労働局の問題について、斑鳩町は県のしていることやから知らんということではなく、町としてもこの辺の動向についてはきちっとつかんでおいていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、いけないことであれば県に対しても、こんなんしたらあかんの違うかということとは市町村からも当然声をあげていっていただきたいということをお願いしておきます。

ほかに委員の皆さんの方からございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって第6款商工費についての審査を終わらせていただきます。

次に、第7款土木費について説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは土木費について御説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の238ページから258ページでございます。座って説明をさせていただきます。

土木費全体といたしましては、決算書142ページに記載のように予算現額27億832万8,000円、決算額23億7,169万2,206円で、執行率87.6%であります。次年度へ1億9,877万2,000円を繰り越しをいたしております。内訳といたしましては、道路新設改良費1,800万円、都市計画総務費の法隆寺線整備事業費及びいかるがパークウェイ関連整備事業費で1億820万8,000円、JR法隆寺駅周辺整備事業費7,256万4,000円でございます。

まず238ページ、第1項土木管理費、第1目土木総務費であります。予算現額9,189万円、決算額9,034万5,880円で執行率98.3%であります。主に人件費関係であります。そのほかには使用料及び賃借料で土木工事にかかる設計及び積算を迅速に行うためのパソコン活用の経費や、道路や河川などの整備促進などを促すために設けられている各種協議会等への負担金であります。

次に、239ページから241ページでございます。第2項道路橋梁費、第1目道路維持費であります。予算現額6,355万9,000円、決算額6,170万6,73

0円で、執行率97.1%であります。安全で快適に道路を利用していただけるよう維持管理に努めており、それに要する経費であります。定期的に巡回を行う中で確認したものや、住民からの連絡によるものなどで、把握できた舗装の路面が悪い箇所における舗装、補修工事や、道路排水施設などの道路構造物の補修にかかる工事請負費、また路肩の草刈や、道路敷地の権利整備に伴う委託料などであります。未登記道路敷地の整理につきましては、既に地域の生活道路になっている道路の底地整理ができたものや、土地利用等の機会をとらえ、地権者と協議し理解を得たものの88筆の所有権移転を行ったところであります。今後も引き続き、道路の適正管理に努めるため整備に努めてまいりたいと考えています。

次に、242ページから245ページでございます。第2目道路新設改良費であります。予算現額2億9,658万5,000円、決算額1億7,460万4,763円で執行率58.9%であります。岡本の林間道路、町道152号線等の用地協力が難航いたしておりまして、予算の執行率が低くなっております。なお、用地整備が難航しておりました町道205号線改良事業について、昨年度末までに用地協力が得られたことから、この整備にかかる経費1,800万円を翌年度へ繰り越しをいたしております。円滑な利用ができるように町内道路をネットワーク化を進めるために、道路整備5カ年計画や、主要幹線であります6メートル計画道路等の改良工事等でございます。内容といたしましては、5カ年計画道路として3路線で改良延長400メートル、舗装面積2,361平方メートル、用地買収面積949.02平方メートルであります。6メートル計画道路としては2路線で改良延長59メートル、歩道面積285平方メートル、用地買収面積89.53平方メートルでございます。

なお、その他道路として5路線で改良101メートル、舗装面積1,126平方メートル、用地買収面積307.83平方メートルでございます。

続きまして、246から247ページでございます。第3項河川費、第1目河川総務費なんです。予算現額633万6,000円、決算額585万6,520円で、執行率92.4%であります。毎年春に実施していただいております地元における水路清掃に伴う土砂の処理を行ったものでありまして、46地区において実施していただき、処理土砂量が114.1トンでございます。また、住環境の改善を図るため受益者が自発的に施行された水路改修工事1地区及び水路浚せつ工事地区に対し、その経費の一部を

支援したものが主なものでございます。

続きまして、248ページでございます。第2目河川改良費であります。予算現額3,764万3,000円、決算額2,959万9,500円で、執行率78.6%であります。内水排除として排水機能を高めるために必要改修工事5カ所を行い、環境整備に努めたところでございますが、今後も引き続きまして、内水排除のために水路整備等を行ってまいりたいと考えております。

続いて、249ページから250ページでございます。第4項都市計画費、第1目都市計画総務費では予算現額1億9,060万6,000円に対しまして、決算額8,181万8,730円で執行率42.9%となっております。人件費以外の主な執行については、町内の幹線道路となる都市計画道路の整備に要する経費であります。国の直轄事業となっております、いかるがパークウェイにつきましては、小吉田モデル区間から西側へ、竜田川稲葉車瀬区間の約600メートルにおいて計画的に事業が進められております。引き続き、用地取得に重点的に取り組まれ、当該区間の面積にして99%を現在までに取得されたところであります。さらには、道路本体工事の準備作業として地元協議等を行いながら、詳細設計の実施や、部分的な発掘調査なども行われてまいりました。なお、今年秋の渇水期以降には、竜田川にかかる岩瀬橋梁の橋脚の工事から着手される見込みとなっております。また、モデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの区間の約820メートルでは計画的に進めていただけることとなり、今年1月には、当該区間の関係者の方々を対象に、地元説明会を開催をいたしました。説明会後において、巾杭設置が完了いたしております。

また、県道大和高田斑鳩線と、本線パークウェイの交差点計画を具体的に検討するための地形測量調査も実施いたしております。今年度からは当該区間全体として用地買収に向けて準備を進めるため、土地の境界の立ち合いや、用地測量等の諸作業も予定されております。町といたしましても、国との連携を図りながら、調整を進めてまいりたいと考えています。

また、稲葉車瀬区間から西の三室交差点に至る区間でございますが、国としても稲葉車瀬区間の進捗状況から三室交差点の現国道25号へ、早期に接続することにより、早期に事業効果が推計できるように考えられているところであり、今後地域の皆様方にも御意見をいただき、計画をまとめていくために道路計画の整備を行う作業を進められる

予定でございます。

次に、法隆寺線の整備であります。国道25号から南へ約680メートルの区間での整備でございます。事業の進捗といたしましては、用地の面積で90%の取得率となっております。これまで2用地のまとまったところから工事に着手し206.6メートルの供用を行っているところでございます。残っております用地は、引き続き地権者との取得用地交渉に努めておりまして、小吉田区間では一部用地取得をいたしました。近々に残りの買収地の取得ができる見込みとなっております。なお龍田地区において、交渉が難航しておりますが、できるだけ早く地権者の御理解が得られるよう努力をしてみたいと考えております。早期に全線の供用ができますよう、なお一層の事業推進に努めてまいりたいと考えています。

続いて、251ページでございます。

第2目公共下水道費であります。決算額の3億4,127万2,000円につきましては、特別会計への繰出金で、詳細につきましては公共下水道事業特別会計におきまして説明をさせていただきます。

次に、252ページであります。第3目都市下水路費につきましては、予算額190万円に対し決算額150万4,650円、執行率79.1%となり、都市下水路5路瀬の浚せつ改良と、2路線の用地整備を実施し、都市下水道の適正な維持管理を行っております。

次に、253ページ、第4目公園費であります。予算現額922万1,000円に対して決算額781万1,336円で、執行率は84.7%であります。主に公園の管理費用であります。上宮遺跡公園や、大和川第一緑地をはじめとする公園広場施設の維持管理を行うと伴に自治会が管理する公園についての遊具等の補修にかかる費用に対し助成したもので、特に近年は公園遊具による重大な事故等の発生が生じておりますことから、町といたしましても、公園内の遊具等管理に細心の注意をはらいながら、地域住民の憩いの場として、安全で快適に御利用いただけるよう、さらに適切な維持管理に努めなければならない、このように考えております。

次に254ページ、第5目都市計画審議会費であります。予算現額31万6,000円に対して決算額13万9,500円で、執行率44.1%となっております。審議会を1回開催をいたしました。委員報酬を執行いたしております。

次に、255ページ、第6目開発指導調整費で予算現額88万2,000円に対して、決算額80万4,882円で執行率は91.3%となっております。都市計画法と、関係諸法令及び町開発指導要綱に基づきまして、より良好のまちづくりの推進に努めてまいったところであります。また、屋外広告物に関する事務につきましても、広告物の撤去、また屋外広告物とか、申請にかかる事務処理を行い、町の美観維持に努めてまいりました。なお、違反広告物の撤去におきましては、住民の皆さん方に違反広告物の除却作業を行っていただける制度として、斑鳩町違反広告物を出さないまちづくり推進団体制度の制度要綱を策定をいたしました。本年4月から運動を開始した状況でございます。現在までの任意団体が推進団体として申請され認定をしたところでございます。またこれまでに同様に環境保全推進委員、皆さん方には、違反広告物の掲出状況の報告の御協力を求めまして、パトロールの強化にも一役を担っていただいております。こうして住民、行政が一体となり斑鳩町における違反広告物を迅速かつ確実な撤去のなお一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第7目景観保全対策事業費であります。予算現額366万1,000円に対しまして、決算額335万6,978円で、執行率91.7%となっております。まず、身近な緑化の推進として、小学校の入学記念樹として町の花「サザンカ」、そして産業フェスティバルでは「さくらんぼ」の苗木をそれぞれ配布し、町内における緑化推進と、住民意識の高揚に努めてまいりました。

また、法起寺や法輪寺周辺などの自然景観や歴史的景観が一体となった地域において、潤いと安らぎが感じられる風景や景観の形成を図るために取り組んでおります景観形成作物「コスモス」の栽培につきましては、5地区の方々の協力を得まして2万8,885平方メートルにおいて実施しています。

次に、257ページ、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。予算現額16億4,219万8,000円に対して、決算額15億6,806万4,541円で執行率95.4%となっております。JR法隆寺駅周辺整備事業では、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として、住民や来訪者が安全に安心して鉄道を利用していただきますように、バリアフリー化や、駅前広場、駅へのアクセス道路など、駅周辺を一体的に整備するものとして事業を推進いたしております。まず、駅周辺整備の用途事業の一つであります駅舎橋上化事業については、今後の急激な高齢化社会に対応した人に優

しい駅づくりを念頭に、だれもが安心して利用できる駅づくりにしようと事業推進に取り組んできたところであります。平成16年度から3カ年事業として、本年3月10日に橋上駅舎、南北自由通路が開通したところであります。長年の懸案でありましたバリアフリー設備などが整った駅として、また世界文化遺産法隆寺があるまちの表玄関にふさわしいシンボル性を有する斑鳩らしいデザインとして、ふるさと斑鳩の駅に誇りと愛着を持てるよう創意工夫を凝らしてまいりました。今後、住民共有の財産として、いつまでも後世に受け継がれることを期待しているところでございます。以下、駅前広場整備につきましては、現在までに18年度繰越事業として、まず駅南口広場の歩道と自由通路の取り合い工事を完了いたしました。現在は駅北口から踏切方面への道路整備工事を行っているところで、本年度は駅南口広場の全体の整備工事を実施し、年度内に完成する計画となっています。計画しておりますその他駅周辺道路につきましては、一部の路線では用地の取得も行ってきたところでございます。今年度以降におきまして、新しくできた自由通路が完成いたしましたことから、駅に通じるアクセス道路について、計画に沿って、関係機関等々の協議、あるいは周辺地域の方々との調整を進めながら、地権者の皆様方に御理解と御協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。早期に駅周辺の整備の充実による、安全性、利便性の向上に向けて努力してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、258ページであります。第5項住宅費、第1目住宅管理費であります。予算現額492万5,000円、決算額480万6,196円で執行率97.6%であります。快適な居住環境を確保するための維持管理に要するものが主なものであります。今後も入居者が快適に安心して暮らせるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上が、第7款土木費の概要でございます。よろしく願いをいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第7款土木費について、主要な施策の成果報告書238ページから258ページについて、質疑をお受けしたいと思っております。

委員の皆さんどうぞ。ございませんか。

紀委員。

○紀委員 河川の維持管理で費用使っておられるんですけども、竜田川なんかでクリーンキャンペーンをされた後に草刈されて、草刈のあとに空缶が落ちているというような状態で、クリーンキャンペーンのときには草ぼうぼうの状態なんですけど、この時期い

うのは、この時期しかできないんですかね。

○里川委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 クリーンキャンペーンにつきましては春と秋に実施をさせていただいておりますけれども、そういった草刈等の時期が多少ずれたりして、そうした空き缶等目立つ時期がありますけれども、できるだけそういったものについては調整をしてやっていきたいというふうには思います。

○紀委員 できるだけ注意してお願いいたします。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 公営住宅の件ですけれども、これ予算額ではなくて、住民から斑鳩町が少子高齢化になってきていると、公営住宅で子どもさんのいる家庭に配慮したような公営住宅を建て、そこで子ども、小中学校ぐらいまでは斑鳩町に必ずいるというような縛りをつけてですね、そういう住宅をつくったらどうかなどこういうお話があったんですけれども、これに関しては、今の公営住宅にはそういう配慮はないわけですね。子どもがいるとかいないとかないわけですね。

○里川委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 公営住宅の種別につきましては、そういった家庭に入っていく方、それから、高齢者向き、それから、単身者といいますか、そういった間取りの違いは、そういった工夫はしております。ただ、今後のことをございますけれども、前々回の議会の時の一般質問でもございましたように、公営住宅のストック計画につきまして見直しを行っていききたいということを申し上げておりましたように、現状の財政状況の中で、新しく建ててやっていくというのは非常に困難な状況になってきている中で、民間の住宅等を借り上げてできないかといった方法も、今、県の方とも協議をさせていただいているという状況でございますので、そういった中で、そういった家庭の方が入っていただけたところが確保できればいいかなというふうに考えております。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 はい、わかりました。

○里川委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 それと本来の住居の目的であります所得、これはもう制限がありますので、そういったところもクリアされた方で入っていただくということになるかと思ひ

ます。

○里川委員長 ほかに委員さんの方からございませんでしょうか。

すみません、一つ私、以前問題にしておりました件なのですが、成果報告書の249ページにございます既存木造住宅耐震診断の支援、この事業をやっていたときに、ちょっと私の方も担当課の方に考え方を聞かせていただいた経過はございますが、改めて、この診断をする、支援をする事業の内容ですね、予算がどういうふうについているのか、町が単独でやっているのか、それともほかからの補助金があるのかということと。

それと、この補助件数20となっておりますが、この18年度で申し込みが何人あったのかということ、その辺につきまして、この事業の内容についての御説明をお尋ねしておきたいと思います。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 既存木造住宅耐震診断支援事業でございます。これにつきましては、基本的には国の事業がございます。国の補助、それと県の補助、それと町の補助、それに個人さんの負担ということで、事業にはあたっております。1軒当たり3万円の診断料がかかるわけですけれども、個人さんの負担が1万円、国の負担が1万円、県及び町の負担がそれぞれ5,000円ということをつけてございます。

それで、18年度におきます事業ですけれども、町といたしましては20件の予算を組み立てております。それで申し込みが28件ございまして、最終的には抽せんに来られましたのが27件、そのうち7件が抽せんにもられましたので、18年度では実施をできてなかった方が7件おられたということになってございます。なお、本年度につきまして、去年もれられた7件につきましても、本年度対応させていただいて、最後は申し込まれた方につきましては、本年の診断を受けていただくということになっております。

○里川委員長 昨年度ですね、この事業をされたときに、隣の平群町では20を超えて申し込みがあったときに、県の方の補助金5,000円出しているということですので、これは超えても県の方も出してくれるのかという問い合わせをされたところ、県は出すということだったので、平群町では20名を超えたところについても補正をして診断を行ったという結果が18年度にあったと思います。そのことについて、私も担当の方に

も申し上げてきましたが、今後もこれらの住民の皆さんの財産を守るということの中で、町が単独の事業でない場合、国や県からの補助金がある場合ですね、ましてやこうやって県なども融通をきかせてくれるということであれば、積極的にやっぱり町は、町民の皆さんの財産を守る立場で取り組んでいていただきたいなということを思いましたので、特に18年度予算の中では、この点について、私はその当時からちょっと気になっておりましたので、また今後、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、もう1点なんです、これ県道の斑鳩高田線のことなんです。先日の大雨のときは私経験しなかって、ちょっとそこ通っていませんでしたが、2カ月ほど前に、すごい突発的な雨が、その道路を走っているときにきたんです。北から南向いて走っておりましたところですね、急に大雨が降ってきまして、ちょっとこっちはハンドルを心配するぐらいの大雨がきたときに、いかるがホールに近づきましたら、そのあたり一体が非常に水たまり状態、大きな水たまり状態になっておまして、水がはけていない状況でした。すごくハンドルはとられる、ところどころで水しぶきがすごく上がるというような状況が見られました。これはちょっと県の方へも要望あげなあかんと思いつつ、町の方へ一ぺん聞かなあかんと思いつつ、ちょっと私もそのことについて、町の担当の方に申し上げておりませんでしたので、いい機会ですでお尋ねをしたいと思うんですが、あの辺の排水の関係ですね、どうもそのときに思ったのは、排水口が余りなくて、その周辺に、一時に降ってきた雨がうまく道路から排水されないという中では、ちょっとこれは事故とかにもつながるかな、また南中の生徒さんたちもあの道、歩道は通って行かれる中で、ちょっとこの道路問題があるのではないかなというふうに心配をしながら通った経験がございます。それらについて、町の方について、住民の方から問い合わせなどはなかったかどうか。

それと、町の方はご認識どの程度していただけているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 今おっしゃられる県道大和高田斑鳩線のいかるがホールの道路排水についてでございますけれども、先日の8月29日、30日にも大雨が降りましたけれども、大体1時間雨量30ミリという大雨で、ゲリラ的な集中豪雨でございました。その辺に

については、やはりその一時水について、なかなか側溝にのまないという状況があったことかというふうに思っております。今聞かせていただくのはじめてでございますので、そういったことは県の方に確認等をお願いするなりしてみたいと。

それから、そういった側溝の清掃等も含めて申し上げていきたいと思っております。ただ、県道大和斑鳩線の子どもの議会におきまして、その北側になりますけどわだちができていますと、こういったことはお聞きさせていただいておりますので、すぐに県の方に報告しまして整備がされているということでございます。

○里川委員長 道路パトロールなども行っていただいているとのことでございますが、JRの高架を通過して、またこっちの川の方からも若干いかるがホルの少し手前が一番低くなっているのかなというふうに思っているんですけどね、また今後、排水につきましても、交通事故などにもつながるような心配もあるかとは思っていますので、またぜひよく調査の方しといていただきたいと思っております。

ほかに委員さんの方からございますか。

吉野委員。

○吉野委員 このごろアメリカとかあっちこっちで橋梁が座屈したりするような事故が起きておりますが、斑鳩町内の橋梁の関係のそういう心配とかはないのでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、御質問等の関係等につきましては、先立っても国土交通省が昨年九州で起こりました飲酒運転の事故で3人の子どもが亡くなった、その関係で欄干等の関係等について、そういう危険性等、十二分に配慮した中で、国土交通省は全国的に今調査をされて、竜田川の関係の龍田大橋の橋の関係についても、一部補修をしなければいけないということで、こういうこともいわれていますように、今、国土交通省はそういう橋の関係等について、非常に重視をされて、今、全国点検に回って、そういう保護的な、あるいはそういうものについては取りかえていこうということで今されています。そういうことが身近で起こったとそういうこともございますけれども、やはりそういう問題等については、速やかに国土交通省は今調査をされて、龍田大橋の関係についてもそういうことで、架けかえをしていきたいということで、我々もそういうことも十分調査されるということです。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 竜田公園の中に赤い観光橋というのですが、確か当時宇野重工とハロー鉄鋼が請け負った大分前の橋があります。あれ欄干は大変人がちょっとよろけたりしたら落ちるぐらいの欄干低いものでありますし、歩くところ床版がちょっとぼろぼろになってきているなど、ああいうところにつまずいたりして、欄干を越えたり、欄干の間すり抜けたりして、観光に来た人とか、観光する人が落ちる可能性もあるなど思ったりしているんですけども、この補修に関しては県の方でやられるのでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、申し上げられてる関係等については、やっぱり委員、あるいはまた皆さんの方から御指摘があった中で、やっぱり県に要望しながら早くそういう手だてをしていくことが大事だろうと思います。そういう点については、県に十二分に申し上げてまいりたいと思います。できるだけそういう点があれば、今、こういう委員会ではなしに、そういう気づいたら連絡をしていくことによって、早かったことによって事故がなくなった、あるいはそれがおそかったために事故があったということになりますから、気づいたときに、私は一番大事なのは、そのときに職員でも、ここへ来る途中で何かあったらそれをいうと、いうてその措置をせんと、見ていましていんですけど、いつかはなおるやというような感じでほっときましたということでは済まされない。起こってしまったら大変なことですから、皆様方がそういう点で気づかれたときには相談をいただいて、町としても速やかに県に、あるいは町でできる範囲は町でやっていかんと、起こってしまったら、私は一番大事な人命、あるいはけががそういうことが起こったら、必ず行政というのは、一番何をしてたんということになりますから、そういうことの連携を密にしていくことが大事だと思います。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに委員さんの方で、質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 これをもちまして第7款土木費についての審査を終わります。

続きまして、第8款消防費についての説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第8款消防費につきまして御説明を申し上げます。

成果報告書の259ページからであります。歳入歳出決算書では154ページからで

ございます。それでは、座って御説明させていただきます。

第8款消防費、第1項消防費では、予算現額3億3,528万3,000円に対しまして、決算額は3億3,009万3,321円で執行率は98.4%であります。まず、第1目常備消防費であります。予算現額2億9,043万4,000円を全額執行しております。総合的な防災、消防体制の充実として、西和消防組合との連携とありますが、広域7町で設置いたしております西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めたところでございます。

次に、260ページであります。第2目非常備消防費では予算現額2,620万8,000円に対しまして、決算額2,351万130円で、執行率は89.7%であります。自主防災体制の充実では、まず消防団の運営であります。非常備消防組織の充実と活動支援のための必要な経費の支出であり、消防団員とは年度末で85名となっております。また、消防技術力向上のために、各種防災訓練及び研修等に参加し、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めてまいりました。

次に、161ページでありますように、平成18年度の出動状況は、火災出動が14回、行方不明者の捜索は延べ4回、有事に備えての防災訓練、機械点検、その他訓練にかかる訓練等で延べ43回の出動をしていただいております。

次に、同じく261ページの消防車両の管理であります。消防団においては、平素は定期的に消防自動車や、消防器具などの機器点検整備、町内における防火水槽の点検等を行っていただいております。なお、その他の活動といたしましては、火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒活動、年はじめには出初式、文化財防火デーの防火訓練などに出動をしていただいております。

次に、防災無線の管理であります。災害時等における的確な情報伝達がされるよう町防災行政無線の維持管理を行いました。

次に、県防災ヘリコプター運営協議会の運営及び県防災無線の運用についてですが、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に活動するため、県との共同事業として行っているもので、その維持管理にかかる本町の負担金を支出をいたしております。また、自営の消防団の支援につきましては、自衛消防団18団体に対し、管理運営の充実を図るための補助金を交付し、育成に努めたところでございます。

次に、262ページです。第3目消防施設費では、予算現額1,148万9,000

円に対しまして、決算額 989 万 113 円で執行率は 86.0%であります。消防施設設備の充実としまして、まず消防設備の維持管理につきましては、法隆寺消防センターの土地にかかります借地料のほか、消防団詰所音声サイレン遠隔装置の維持管理等、既存の消防設備の維持管理に要します経費の執行であり、消防設備のより一層の充実を図り、災害時に備えてまいったところでございます。

次に、消防水利の充実につきましては、消火栓 3 基が自治会により設置され、年度末の設置数は防火水槽で 103 基、消火栓で 576 基となっています。

次に、263 ページ、消防施設整備の支援としまして、自治会における初期消防体制の強化を図るため、消防器具等の設置に対して補助金を交付するなど、地域における消防体制の充実にも努めてまいりました。平成 18 年度では、消火栓 3 基、ホース 73 本、筒先 14 本、スタンドパイプ 12 本、開栓キー 14 本、器具格納箱 20 箱の設置に対し補助金等の交付を行っております。

次に、264 ページ、第 4 目水防費では、予算現額 19 万 8,000 円に対しまして、決算額 5 万円で執行率は 25.2%でございます。危機管理体制の充実として、洪水時期等における貯水機能の確保のため、斑鳩ため池にて水利の調整をいただいております。そのための報償費を支払ったところであります。

次に、265 ページ、第 5 目災害対策費では、予算現額 695 万 4,000 円に対しまして、620 万 9,078 円で執行率は 89.2%であります。まず、総合的な防災、消防体制の充実では、避難所施設の充実といたしまして、災害が発生した際の被災住民の円滑な対応を図るため、簡易組立トイレ 10 台、発電機、投光機等といった照明器具 10 セットを購入し、町が指定しています避難所 5 施設に配置を行いました。

次に、266 ページの危機管理体制の充実では、災害物資の備蓄といたしまして、非常食であるアルファ米 3,600 食を購入し、そのうちいわゆる食べ物アレルギー対応として 300 食を購入いたしました。その他、保存用ビスケット 1,840 食、毛布 700 枚を購入いたしまして、災害に備えたところであります。

また、自主防災体制の充実では、平成 9 年度から小学校区別防災訓練、総合防災訓練、生駒郡総合防災訓練を実施してまいりましたが、平成 13 年度からは災害発生時に地域住民の皆様方が連携を保ち、初動体制をはじめとした応急対策活動ができるよう、地域密着型の地区別防災訓練を実施してまいりました。平成 18 年度では、町内 2 地区にお

いて地区別防災訓練を実施し、防災意識の普及、高陽を図ったところであります。

次に、治水対策の充実では、平成17年7月の水防法の一部改正により、集中豪雨や、台風の上陸による水害や土砂災害に的確な避難誘導ができるよう浸水想定区域や、避難場所を示した洪水ハザードマップの作成を行い、風水害時の被害軽減、災害発生時の対策について充実を図ったところでございます。

以上で、第8款消防費につきましての御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 ただいま第8款消防費についての説明が終わりましたが、委員皆様からの質疑につきましては、午後から受けていきたいと考えます。

ただいまから13時まで休憩といたします。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○里川委員長 それでは、再開させていただきます。

先ほど商工費の中で、再就職セミナーに関する労働局の対応に対しての答弁の申出がございまして、それをお受けしたいと思っております。

佃田観光産業課長。

○佃田観光産業課長 労働者の再就職を支援するセミナーで、就職面接の際に、給料や、休日などの質問をひかえるよう指導する内容のテキストを受講者に配布していたことにつきまして、奈良県ではどうであったのかという御質問でありましたが、奈良の労働局に確認しましたところ、奈良県でのセミナーで配布したテキストにつきましても、確認されたところ、同様の記載があるとのことでありました。それで、今はその部分は削除しているということでありました。また、委員御指摘のありました労働者にとっては、給料や休日には労働条件として大事なことであるとのことから、今後は、慎重に対応していただくよう要望もいたしたところであります。

○里川委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、午前中に引き続きまして、第8款消防費につきましての各委員皆さんからの質疑をお受けしてまいりたいと思っております。委員の皆さんどうぞ。

いかがでしょうか。委員皆さんの方からございませんでしょうか。

大変申しわけございませんが、それでは、この間に私の方からちょっと1点質問した

いんですが。

実は先日、新聞報道で国立教育政策研究所が調査をした結果というのがまとめられておりまして、これ学校にかかわることなんです、公立学校9割が避難所に指定されていると、ところがこの避難所の設備ですね、水を確保するための浄水設備、また自家発電、こういうものが設備されているかどうかというような調査がなされまして、今全国的に耐震性ということが言われておりまして、それがまだ十分に対応できていない状況も含めまして、防災機能面での課題が明らかになったというふうになっております。私は、学校施設だけではなく、斑鳩町でも、災害が起こったときに、避難所を指定していると思うんですけども、この急にこういう設備をせよといっても、そんな急に財政も伴いますので、急にはなかなか大変な問題であろうと思うんですが、この研究所がいうには、避難所の機能をきちんと考慮した災害対策マニュアルが策定されているかどうか、その市町村でね、ということが重要であると。ところがこれも自治体の全体の3分の1程度だったと、だから自分ところのまちの避難所などの能力、どこまで対応できるかということなどをきちんと視野に入れた災害対策マニュアルが策定されているのかどうかということが、やっぱりこの新聞報道を見て、私は重要なことだと思ったところなんです。それにあわせて、いろいろな今回も避難所施設の充実ということなどでも簡易トイレや、照明器具、発電機など、新たに18年度は設けていただいたりしているものの、そういう避難所に指定されているところの独自の機能、そしてまた、それらが持つ能力にみあったマニュアルがつくられているのかどうかということを経済的にきっちりと判断して、斑鳩町としては対策がとられているかどうかということについて、非常に気になりましたので、その点について、今回、お聞かせいただきたいなというふうに思っております。

清水総務課長。

- 清水総務課長 今、委員長から御指摘の先般の報道等、御心配でございますけれども、なるほどその資料によると、当町におきます避難所すべてがそういった完全な機能を備えているかということ、疑問が残るところがございます。しかしながら、現在の当町が所有する施設の中で、避難所として一番ベストな状況はどこだといった中での判断がまずは前提であると思います。それと、あと阪神淡路大震災のように、ライフラインがすべて断たれた場合を想定した場合の避難所をつくるといった場合、どれだけの費用がいる

か、ふだんの維持管理はどうかかるかといったことも総合的に勘案しながら、そういったマニュアル等も研究をしていくべきであろうというふうには考えております。今現在のところ、そういったことも含めまして、主要施策の成果書の256ページにもございますように、各避難所における万が一を考えて、トイレでありますとか、照明器具でありますとか、発電機でありますとか、こういったものをこれから逐次予算を勘案しながら整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。その点、御理解を賜りたいと思います。

○里川委員長 ただいま課長の方から御答弁いただきました。私も財政伴いますのでね、急激にいろいろなことをするというのは難しいけれども、避難所にある公共施設などの、その機能を考慮したマニュアル化というのは非常に重要なことだというふうに思いましたので、また今後も総合的に検討しながら進めていっていただきたいということをお願いをしておきます。

そのほか、委員さんの方から御質問なりございましたらお受けしていきたいと思えますけれども。

吉野委員。

○吉野委員 6月議会で質問させていただいた項目の中に、耐震の検査が斑鳩町内の公共施設、特に学校関係、幼稚園関係できちっと審査が行われているかというところまで私きちっと詰めなかったものですから、今、再度、耐震の調査が行われているかということをもう一度、質問させていただきます。

○里川委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 教育委員会関係で答弁させていただきますけれども、まず、小学校、中学校の耐震補強工事の計画でございます。これにつきましても、年次計画を立てて随時実施してまいっているところでございます。当初、平成9年から実施をいたしております。平成9年度につきましては、斑鳩小学校の南館の方で二次診断、それから平成10年度につきましては、同じく斑鳩小学校の南館での補強設計、それから、本館の二次診断、それから、15年度におきましては、同じく斑鳩小学校の南館の地震の補強工事でございます。それと、平成16年につきましては、斑鳩中学校の一次診断、これが本館でございます。それと、17年におきましては、斑鳩小学校の中館の二次診断、それから、平成18年度につきましては、斑鳩小学校の北館の地震補強工事並びに中館の

補強設計、それから、斑鳩中学校につきましては、本館の二次診断、それから、北館の東につきましても二次診断ということで、今現在実施しているところでございます。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに、委員の方から質疑の方はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもちまして第8款消防費についての審査を終わります。

続きまして、第9款教育費について説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 私の方から、教育委員に関係します決算の状況について説明をさせていただきます。座らせていただきます。

施策の成果の268ページから321ページまでとなっております。

第9款教育費全体でございますが、決算書の158ページに記載されているとおりでございます。予算現額9億8,921万3,000円に対しまして、決算額は9億5,246万9,300円で執行率は96.2%となっております。この執行額は前年度と比較いたしますと、1億7,473万7,000円の減となっております。その主な原因といたしまして、史跡中宮寺跡史跡用地の公有化事業にかかります取得面積の減によるものでございます。

それでは、268ページをごらんいただきたいと思います。

第1項の教育総務費でございます。第1目教育委員会費でございます。予算現額191万5,000円に対しまして決算額は180万8,880円で執行率は94.4%となっております。この経費は教育委員会の運営にかかるものでございまして、活動状況といたしましては、時代の変化に適切に対応しながら、町民の期待にこたえることができるように、教育行政の一層の活性化を図るため、委員会を毎月1回定期的を開催いたしております。

また、市町村教育委員を対象とした各種研修に参加するとともに、町独自の委員研修として長野県飯島町へおもむき、斑鳩町との友好姉妹都市であります飯島町の教育行政全般につきまして研修をさせていただいたところでございます。

続きまして、269ページでございます。第2目事務局費でございます。予算現額8,877万5,000円に対しまして、決算額は8,613万412円で、執行率は9

7%となっています。市町村立学校における教員の配置につきましては、本来は県教育委員会の教員配置基準によりまして配置されることになっておりますが、学校教育活動を円滑に行いますために、また特別支援教育の充実や、教科補充を図りますために、小学校に3名、中学校に5名の町費講師を配置いたしました。これにより特別支援学級と、普通学級の交流と共同学習を促進するとともに、少人数指導や、チームティーチングの機会をふやし、基礎、基本の定着及び問題解決能力の育成を図ったところでございます。

次に、学校教育指導主事の設置についてでございますが、学校教育にかかります生徒指導等、専門的な教育指導が求められていることから、学校教育指導主事を配置いたしまして、学校教育の充実向上に努めたところでございます。また、特別な支援を必要とする児童、生徒の適正な就学を図るため、就学指導委員会を3回、また各児童の状況調査等を行いますために、小委員会を13回開催いたしました。この委員会活動を通じまして、特別支援を必要とする児童、生徒の教育相談を行うとともに、適正な就学指導を図ったところでございます。

次に、本年度も子どもの体験学習の一環として、町議会の御協力を得ながら、子ども模擬議会を8月10日に開催いたしました。各小学校6年生と中学校1年生の16名が町議会議場において、町長をはじめとする町行政担当者に対する一般質問を行いました。子どもたちには、議会や行政により関心を持ち、意識を高める体験の場となり、また、この1日議員として体験したことを学校、あるいは学級活動で報告をしたことにより、他の児童生徒の学習機会の場にもなったと考えております。

続きまして、270ページの夜間中学校の運営でございますが、教育機会の提供といたしまして、諸般の事情により中学校を卒業していない方で、向学心が旺盛で、夜間中学に就学を希望する方に、その就学に要する経費の負担を行いました。平成18年度は斑鳩町から春日中学校に1名の方が就学されているところでございます。また、正確な発音ができないことなど、特に言語指導を必要とする子どもたちに対しまして、専門的な指導を行うことばの教室が、平群東小学校に設置されております。平成18年度は5人の小学生が通級し、この学級運営にかかる負担金を支払っております。言語障害に精通した教員による指導を受け、それぞれの子どもたちの言語能力の向上を図っているところでございます。

次に、271ページの外国人英語指導助手の配置でございます。学校教育や、社会教

育の場におきまして、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、国際理解教育の一環として両中学校において、生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めました。また、公民館の英会話教室や、幼稚園、小学校にも派遣し、町民の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国の生活やゲームを通して、小さいころから日本に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めました。小学校や幼稚園においても、英語にふれあうことの楽しさを感じ、英語に対する興味を示し始めているところがございます。

次に、斑鳩町小中連携教育の取り組みについてでございますが、主に3分野の内容で各小・中学校において取り組んでいるところがございます。一つ目は、小・中学校の9年間を一貫して、郷土斑鳩への誇りや愛情をはぐくむため、斑鳩の地域を学び、聖徳太子の和の精神を大切にしながら、人としての生き方を考えさせる教育でございます。二つ目は英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話学習です。小学校4年生から英会話学習を斑鳩町独自の指導案により実施していきます。英語を母国語とする講師により、小・中学校とも1クラス当たり年10時間展開しております。英語を音から学習することで、子どもたちが英語を楽しく感じることができ、中学校で楽しい科目となる英語への不安なり、そして英語への不安が減少するとともに、英語学習への意欲を向上させる効果があったと考えているところがございます。三つ目は、中学校入学をひかえた児童の環境の変化に対する不安や、戸惑いを少なくするため、交流活動を実施いたしました。中学1年生がここをたずね、中学校生活について、小学校6年生に話す機会を設け、小学6年生が中学校に行き、模擬授業や部活動の体験をするなど、小学校、中学校の児童生徒の交流活動を実施いたしました。小中連携教育の実施により、小学校から中学校の移行期における学習、人間関係等のつまづきを防ぎ、不登校の減少につなげております。また、郷土を愛する心をはぐくむとともに、子どもたちの自立化などの育成を図っているところであります。

また、教師間交流を通して、小学校の教員が中学校の授業参観をするなど、参観交流も起こってきているところがございます。さらに、子どもの安全確保を図るため、保護者なり、町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える子ども安全・安心メールを導入しているところがございます。

次に、274ページでございます。第3目私立学校振興費でございますが、予算現額

1, 127万円に対しまして、決算額は1, 027万4, 200円で、執行率は91.1%となっています。

私立幼稚園就園奨励事業につきましては、国の補助金制度によりまして保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実を図るために本年度も法隆寺幼稚園ほか、4園に対しまして997万4, 200円の支援を行ったところでございます。また、法隆寺幼稚園に対しましては、私立学校助成金として年額30万円を助成し、幼児教育の充実と私学振興に努めたところでございます。

次に、257ページでございます。第4目スクールカウンセラー事業費でございますが、予算現額51万6, 000円に対しまして、決算額48万2, 495円で執行率は93.5%となっています。いじめや不登校、非行の問題や、児童生徒の心の問題に適切に対処するため、奈良県教育委員会より臨床心理士によるスクールカウンセラーの派遣を受け、週1回、それは中学校でスクールカウンセラーによる相談を実施しているところであります。スクールカウンセラーは心理学にかかる専門的な立場から、町内各小・中学校の児童生徒のみならず、保護者や町に対してアドバイスを行うものであります。相談者の精神的不安を軽減するという効果があったものと考えております。なお、相談件数として、教員の相談が多いことにつきましては、この背景には、各学校において、自発的に相談を受けたがらない児童生徒もおり、教員がスクールカウンセラーに相談し、心理学的な対応について教員が参考とし、より個々の状況に対応するよう努めているところでございます。

友達関係や、家庭での親子関係、また教室に入れないなど、悩みを持つ生徒が気軽に話せる相手として相談に応じ、ストレスを和らげることによって、心のゆとりを持てるようにと、心の教室相談員を斑鳩南中学校に配置しているところでございます。小学校における不登校などの早期発見、早期対応や、未然防止を図るため、県から付託を受け、研究指定事業として斑鳩小学校に子どもと親の相談員を配置しているところでございます。

続きまして、277ページからでございますが、第2項小学校費でございます。第1目学校管理費から説明させていただきます。予算現額1億565万9, 000円に対しまして決算額は1億399万202円で、執行率は98.4%となっております。小学校の学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校の北館校舎耐震補強工事

と、中館校舎耐震補強実施設計委託、また人に優しい安全で快適な教育環境づくりの一環として、斑鳩西小学校の変受電設備の改修工事を実施いたしました。

小学校の新規格の机、いすの導入につきましては、16年度より年次計画を立て、順次新しい新規格によります机、いすを平成18年度は小学4年生に対し258セット導入いたしました。今後も良好な施設環境の維持に努めていきたいと考えております。また、18年度からは、各小学校に心肺停止状況の人への応急処置の機器でありますAED（自動体外式除細動器）を各校1台ずつ設置したところでございます。学校教育におきましては、安全で快適な環境づくりを行うとともに、教員の人格形成も含んだ資質の向上が重要なことであると考えており、このことから教職員に必要とされます基礎的な要素はもちろん、それはもちろん実践的な指導力を身につけるため、各学校、あるいはまちで研修を実施するとともに、各関係機関が実施いたします研修にも積極的に参加をいたしております。

続きまして、279ページからでございますが、第2目教育振興費でございます。予算現額2,361万1,000円に対しまして決算額は2,331万7,292円で、執行率は98.7%となっています。この内容といたしましては、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代潮流に対応した教育の展開を図ったところでございます。また、特別支援教育を充実されるために、それぞれの子どもが必要とする支援を適切に把握し、支援を進める一方、児童全員がお互いの人権を正しく理解、認識し、よりよい人間関係を育成し、ともに生きる力を育てるよう努めたところでございます。児童がみずから学び、みずから考える能力や、社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために、総合的な学習の時間や、特別活動の推進、文化活動、クラブ活動等に対しまして助成を行ったところでございます。

今年度は伝統文化の学習ということで、当町が発祥の地であります金剛流の能楽に斑鳩小学校3年生及び能楽クラブが取り組み、1月11日の日曜参観にも保護者の方々に披露し、11月24日の国語力向上研究発表会に、平成19年3月17日開催の大和猿楽サミットに出演し、学習の成果を発表したところでございます。

また、学校図書の実を充実を図るとともに、町立図書館との連携を図り、児童の読書意欲を高め、調べ学習に役立ててまいりました。さらに、経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対しまして、学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行って

まいりました。

次に、283ページでございます。第3目保健体育費でございます。予算現額2,876万2,000円に対しまして、決算額2,816万8,164円で、執行率は97.9%となっています。児童の疾病の早期発見のため健診を実施するなど、児童の健康維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めたところでございます。また、学校給食の充実を図るために、安全で栄養バランスのとれた給食を実施しました。給食実施に当たっては、磁気食器を使用し、またランチルームを活用して、異学年交流や、食材について学習するなど、給食を通して食育の推進を図りました。さらに保護者の負担軽減を図るために助成を行ったものでございます。

285ページでございます。説明の前にちょっと訂正をさせていただきたいと思いません。施策の成果の285ページの施策の成果の下段、その教育環境の充実の中の上から枠内の3行目なのですが、各小学校にAED、これが各中学校の、小と中の間違いでございまして、中学校に御訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。

285ページでございます。中学校費でございます。第1目学校管理費でございますが、予算現額6,543万9,000円に対しまして、決算額6,370万1,830円で執行率は97.3%となっております。小学校と同様、新しいJIS規格によります机、いすを順次導入することとし、平成18年度は1年生で253セット導入いたしました。中学校におきましては、平成18年度をもちまして全学年すべて更新をいたしましたところでございます。また、教師の資質向上を図るため、研修を実施、実践的な教育指導の充実に努めたところでございます。

次に、287ページでございます。第2目教育振興費でございます。予算現額2,615万円に対しまして、決算額2,545万367円で、執行率は97.3%となっています。中学校におきましては、職業感の育成、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代の潮流に対応した教育を実施してまいりました。

次に、288ページでございますが、生徒がみずから学びみずから考える能力や、社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために特別活動の推進や、文化活動、部活動等に対する助成を行いました。特に部活動につきましては、生徒の健全な育成を図る上で、重要な位置を占めておりまして、その活動を通しまして人間関係を深めていくことで、ひいては非行防止にも大きな効果があるものと考えております。

校外活動といたしましては、生徒に対しまして、自然や人とのふれあいなどの豊かな体験活動を通しまして、自然体験や社会体験の不足を補う機会づくりに宿泊訓練事業を実施いたしました。また、総合的な学習の時間においても助成を行い、保健体育や職業体験、あるいはボランティア体験など、生徒の生きる力の育成に役立ててまいりました。

続いて、290ページでございますが、小学校と同様、経済的理由によりまして就学困難な生徒の保護者に対しまして、就学援助を行ったところでございます。

次に、291ページ、第3目保健体育費でございますが、予算現額1,693万6,000円に対しまして、決算額は1,541万2,189円で、執行率は91.0%となっています。中学校におきましても、生徒が常に健康な状態で学校生活がおくれるようにと健康管理に努めるとともに、学校給食につきましても、小学校と同様安全で栄養バランスのとれた給食を磁気食器を使用して実施しております。また、給食にも補助を実施し、保護者の負担軽減を図りました。なお、給食調理業務に従事する正職員の退職が続いて、臨時職員の確保も年々困難となっておりますことから、より安定した人員を確保する方策を検討した結果、経費節減を図るとともに、平成19年度から学校給食の調理洗浄業務について、民間委託を順次導入することといたしました。平成19年度は斑鳩南中学校において、調理洗浄業務の民間委託を導入したところでございます。

次に、293ページでございますが、第4項幼稚園費でございます。まず第1目幼稚園費でございますが、予算現額1億3,591万9,000円に対しまして、決算額は1億3,430万3,428円で、執行率は98.8%となっています。幼稚園教育では幼稚園教育要領に基づきまして、遊びを中心とした生活を通じ、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行い、人間関係の基礎となる豊かな心情や、想像力、物事に自分からかかわろうとする意欲を培うよう努めたところでございます。

また、幼稚園におきましても、特別な支援を必要とする園児に対し講師を派遣し、個々の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導、支援に努めたところでございます。

続きまして、296ページからでございますが、第5項社会教育費でございます。予算現額4億1,706万5,000円に対しまして、決算額が3億9,501万5,319円となっています。執行率は94.7%となっています。

まず、第1目社会教育総務費では、予算現額4,283万6,000円に対しまして

決算額4,187万7,250円となっています。執行率は97.7%となっています。人権教育の推進につきましては、これまで部落問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい考え方への理解と、認識を深めていただくために人権問題特別懇談会を実施してきたところでありますが、今年度からは人権問題地区別懇談会を廃止し、人権セミナーの充実を図るため、平日だけでなく、土、日曜日にも人権セミナーを実施し、合計8回の開催で726人の参加を得たところでございます。

次に、297ページ、平和展の開催についてでございます。我が国が戦後60年、世界諸国に類を見ない、平和な年月をおくっています。戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切をしっていただく機会として、町立図書館におきまして、8月の1カ月間、戦争と平和に関する図書の展示を行い、平和のとうとさについて啓発したところでございます。

次に家庭教育についてでございます。家庭は社会の基礎単位であり、すべての教育の原点であるとともに、社会的存在としての子どもの社会性を伸ばしていくべく役割を担っているものでございます。核家族化の進む現在社会において、子育てについて学ぶ余裕のない親、子ども、子育てに不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親が、いつでも、どこでも手軽に学習したり、相談したり、親同士の連帯意識を高め、家庭教育の持つ主体的責任について、認識をよく深めていただくため、親が主体となった家庭教育学級を各校、園単位で開設いたしました。年間を通して延べ29回の学習会を開催し、延べ334人の参加を得たところでございます。今後もより一層、家庭教育の充実を図るため、保護者の悩みや意見をくみあげ、ともに考え、関係機関との連携や、パイプ役として家庭教育活動の支援をしてみたいと考えております。

また、家庭教育は地域とのかかわりが非常に大切なことから、地域の教育力の向上を目指した地域家庭教育講座を2回開催し、地域の人々にも家庭教育の重要性を認識していただいたところでございます。

次に、299ページ、青少年教育についてでございます。心豊かな人間の育成を図るために、多様な体験活動の機会が少なくなっている子どもたちに、集団での役割分担を積極的に行えるよう自主性や、協調性と主体性をはぐくむ場として、小学校4年生から6年生を対象としたホリデー学園を開校し、43名の児童の参加を得る中、野外活動センター等を中心に遺跡探検、スポーツ大会、和風鉄砲づくりといった体験学習等を

延べ11回実施いたしました。

次に300ページでございます。第2目公民館費でございます。予算現額6,616万円に対しまして、決算額6,306万1,743円で執行率は95.3%となっております。公民館は住民の学習意欲にこたえる中核的な役割を果たす施設であることから、住民の身近な学習、交流活動の場として親しまれる運営を行うとともに、施設の維持管理に努めているところでございます。昨年の中央、西、東公民館の利用状況は、利用回数で7,353回、利用者数は11万人となっております。その内訳は中央で4,498回、東で1,613回、西で1,242回の利用回数となっております。また、利用人数では、中央で8万9,211人、東で1万6,559人、西で1万2,514人となっております。1日当たりの利用者数は平均で359人となっております。公民館事業では、生きがいつくりや、知識、技術の習得を図るため、生涯学習の機会づくりの場として、19の公民館教室を開催し、311人の受講生がございました。教養講座では、生活経済講座、文学講座と、これまで実施してきました女性学級、高齢者学級、歴史教室を女性講座、高齢者講座、歴史講座として本事業に統合し、5講座で延べ861人の受講者がございました。

また、これら公民館における学習成果の発表の場として、3月16日から18日の3日間、中央公民館におきまして、公民館祭りを開催し、976人の参加者、見学者を得たところでございます。そのほか、公民館を利用した学習等に伸153団体、2,322人が利用され、それぞれの資質の向上に努められているところでございます。

次に、303ページでございます。第3目文化祭費でございます。予算現額157万4,000円に対しまして、決算額134万1,082円となっております。執行率は85.2%となっております。芸術、文化の振興と芸術、文化に接する機会と、知識の向上を図ることを目的に、斑鳩町文化振興財団と連携し、斑鳩の里文化芸術祭を11月3日から6日の4日間、いかるがホールにおいて開催をいたしました。美術展覧会、文化財の遺物展示などのイベントを開催したところ、971人の参加や見学者を得たところでございます。

次に、304ページ、第4目文化財保存費でございます。予算現額2億2,799万9,000円に対しまして、決算額は2億1,223万221円となっております。執行率は93%となっております。まず、発掘調査についてでございます。町内遺跡発掘調

査におきましては1件の個人住宅建設に伴う緊急発掘調査を実施するとともに、国庫補助事業により実施した発掘調査の調査概要報告書2冊の取りまとめをしたところでございます。また、公共事業に伴う発掘調査として、都市計画道路法隆寺線建設及び（仮称）総合福祉会館建設に伴います発掘調査を実施いたしました。

次に、文化財啓発事業といたしまして、平成16年度及び17年度の発掘調査により出土いたしました法隆寺の焼けた壁画等の調査成果をもとに、法隆寺若草伽藍跡歴史講演会を開催し、約300名の参加者を得たところでございます。

また、先ほど説明させていただきました斑鳩の里文化芸術祭におきまして、平成17年度に実施した発掘調査により出土した主要な遺物を展示し、「町内遺跡出土遺物展」を開催し、約500名の見学者を得たところでございます。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございます。史跡整備工事の実施設計に基づきまして、石室及び墳丘の保存修理を含めた史跡整備工事に着手し、平成18年度分につきましては、3月に竣工をいたしております。

次に、史跡中宮寺跡につきましては、史跡公園として整備を行うため、史跡地の買い上げを実施いたしました。平成18年度には、1,318平米の史跡地の買い上げを行い、これにより史跡指定地全域の公有化が完了したところでございます。（仮称）文化財活用センターの整備につきましては、旧法務局建物及び用地及びその東側隣接地の利用地の公有化をし、事前の発掘調査を実施するとともに、実施設計の作成を行ったところでございます。

次に、310ページでございます。第5目青少年野外活動センター管理運営費でございます。予算現額113万9,000円に対しまして、決算額89万4,245円となっております。執行率は78.7%となっております。主にセンター内の維持管理と指導員の配置を行い、7月1日から9月30日までの利用期間内で9団体、311名の利用がございました。自然の中での体験学習に親しんでいただいたところでございます。

次に、311ページ、第6目図書館管理運営費でございます。予算現額7,736万円に対しまして、決算額7,561万778円となっております。執行率は97.7%となっております。平成18年度の図書館利用者は18万9,216人となっており、開館以来の利用者の累計は200万2,132人となっております。図書館の業績評価になります図書の本数は37万6,803冊、予約受付件数が1万5,265件とな

っております。全国平均を上回っているところでございます。

次に、図書館行事でございますが、学齢前の子どもたちに行っています絵本の読み聞かせや、小学生対象の1日図書館員。子ども工作教室。図書館で不用になった本を再利用していただく、もらってください！リユースブックなどの事業を実施いたしました。

また、平成17年5月に作成しました斑鳩町子ども読書活動推進計画に基づきまして、その実施計画を推進するとともに、学校との連絡を密にしているところでございます。

次に、図書館の蔵書は、3月末現在13万7,834冊で、一般書が10万4,942冊、児童書が3万2,892冊となっています。なお、図書収集については、主に斑鳩町を中心とした地史類の収集に留意して行っているところでございます。

次に、314ページでございます。第6項保健体育費でございます。予算現額6,719万6,000円に対しまして、決算額6,441万4,522円となっています。執行率は95.8%となっています。スポーツを生活に欠かせない文化として、生活に根づかせ、だれもが人生のあらゆる場面で、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができ、また健康でゆとりある生活や、生きがいのある心豊かな社会の形成を実現するため、住民一人1スポーツを目標に体育施設の整備、充実を図るとともに、スポーツ大会の開催、各スポーツプログラムの提供などに努めています。

第1目の保健体育総務費では、予算現額2,360万7,000円に対しまして、決算額が2,296万4,809円となっています。執行率は97.2%となっています。住民の生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ大会の開催や、各スポーツ種目の普及、指導に努めている体育協会はじめとする競技団体に対し支援を行ってまいりました。

次に、本年2月に実施いたしました三塔健康走ろう会並びにいかるがの里法隆寺マラソンでは、町制60周年を記念し「聖徳太子マラソン」として、法隆寺南大門前をスタート、ゴール地点とする中、全国各地から2,137名の参加を得て、各関係機関、ボランティアの協力のもと盛大に開催をいたしました。今後も引き続き、町の一大スポーツイベントとして、大会運営の充実発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校体育施設開放事業でございますが、地域住民にとって、最も身近に利用できるスポーツ施設として、また地域のスポーツ活動の拠点として、小学校体育施設を土曜、日曜日及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて協力スポーツクラブなど、2,189回の利用がございました。今後も施設の有効利用を図ってまいりたいと考えてお

ります。

次に、315ページ、第2目町民体育大会費でございます。予算現額119万円に対しまして決算額117万6,466円となっております。執行率は98.8%となっております。多くの住民が気軽に楽しいスポーツを通して交流を深め、住民相互の連携を図り、地域の一体感や、活動を醸成することを目的に、町民に体育大会を開催いたしました。町内各地区よる約3,500人の参加を得たところでございます。今後も引き続き、町民全員が一同に介する最大のスポーツイベントとして、また住民相互のコミュニティづくりの場としていただくために大会の運営充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、317ページ、第3目健民運動場費でございます。予算現額325万7,000円に対しまして、決算額が306万7,540円となっております。執行率は94.1%となっております。健民運動場は住民の屋外スポーツの中心的拠点として、常に良好な状況で使用できるよう維持管理に努めてまいりました。年間の利用回数は584回、2万4,250人の利用でございます。

次に、318ページでございます。第4目町民プール運営費でございます。予算現額829万9,000円に対しまして、決算額792万6,731円となっております。執行率は95.5%となっております。7月1日から8月31日までの2カ月間の開場期間に対しまして6,124人の利用がございました。利用者の内容は、大人が2,065人、子どもが小人が4,059人となっております。また、運営につきましては、安全確保の徹底を行い、特に幼児をはじめとする子どもの安全を図るため、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなどを配布し、事故防止に努めたところでございます。今後も安心して利用していただくために、万全な体制で管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、319ページでございます。第5目生涯スポーツ推進事業費でございます。予算現額42万6,000円に対しまして、決算額34万7,403円となっております。執行率は81.5%でございます。子どもわんぱくスポーツ教室及び幼児とその保護者を対象とした親子体操教室など、多様な世代を対象としたスポーツ教室を開催いたしましたところ、301名の参加がございました。スポーツを通して楽しく体を動かすことにより、体力の向上や、精神的なストレスの発散と、心身の両面にわたる健康の保持、増進に努めたところでございます。

次に、320ページでございます。第6目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。予算現額3,041万7,000円に対しまして、決算額2,893万1,573円となっております。本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また、住民相互の交流の場として適正な管理運営に努めました。アリーナ、道場をはじめとするスポーツ施設の利用者は10万9,329人となっております。今後も適切な管理運営に努めるとともに、住民のニーズにこたえるようスポーツメニューの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上が教育行政にかかります決算の状況でございます。よろしく願いいたします。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、第9款教育費について、主要な施策の成果報告書268ページから321ページにわたりにまして質疑をお受けしてまいりたいと思います。委員の皆さんの方で、どうぞ、それぞれ質疑お受けいたします。

紀委員。

○紀委員 285ページのAEDの配置なんですが、小学校にもあったように思うんですけども、訂正で中学校とされましたけれども、小学校に置いてあったように思うんですが、どうでしょうか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 小学校にも各校1台ずつ設置させていただいています。

○里川委員長 紀委員。

○紀委員 その配置の件なんですけれども、小学校で日曜日にサッカーとか、野球もされている青少年の方おられまして使っておられるわけなんですけれども、そのAEDが職員室とか、かぎのかかる中に置かれているようなんですが、もし本当に使うとしたら、職員室のかぎをやぶって入るような状況になると思うんですけども、その辺の配慮はどんなもんかと思ひまして。

○里川委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては学校開放の事業の関連もございましてですけど、学校に設置しておりますのは、あくまでも児童・生徒の安全管理という意味で、授業の時間帯、学校に子どもおる間の時間帯ということで設置しておるんですけども、後、学校開放で使用されている場合、土日のまた夜間、体育館等での使用の場合のAED設

置につきましても、これにつきましての使用につきましては、おっしゃっていただければいつでも貸し出しはできるという、体育館にも1台設置しておりますので、そちらの方も利用していただければというふうに考えております。

○里川委員長 紀委員。

○紀委員 ただ、かぎのかかったところに置かれてあるんで、いざ使おうとなったときに使えないということで、あるのに使えないというのはもったいないような気がするんですけど。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、紀委員おっしゃるとおりだと思います。これについては、利用状況、使用方法について、学校と利用団体と1回調整させていただいて、管理の問題もございまして、その辺を調整させていただいて、活用できるようにしたいというように思います。

○里川委員長 紀委員。

○紀委員 できるだけ活用できるように、そうなるようにお願いして終わっておきます。

○里川委員長 ほかに委員の方で。

西谷委員。

○西谷委員 297ページの人権教育の推進なんですけど、実際に今、人権教育の研修会やっていてなかなか人が集まらないんで、各種団体に動員をされるんですけど、午前中も同僚議員からあったように動員というのは、行かされているという感覚の中で、余り教育の成果は上がらないように思いますし、基本的にやっぱり動員をせんでもできるような形で、私は企画をされるべきではないかなということを思います。実際にもうそれが例えば、人権いうても人が例えば集まらんような状況やったら、それはそれでもう少し人権教育というそういう冠を取って、住民がちょっと聞きたいなと思うような、そういうタイトルの中で、実際にされて、実は講演の中では、人権教育の中にも入っているような内容も含まれて、私は方向をかえた方がいいの違うかなというふうに思いますので、その辺のところちょっと考え方を聞かせていただきたいのと。

それと、306ページの中で古文書の保全整備ということで、安田家の古文書の調査を実施されているんですけど、斑鳩町でこういう古文書の講習会というんですか、そういうのをされているのかどうかということをお尋ねしたいんです。

○里川委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 まず、おっしゃいます人権教育の推進という中で人が集まらないということですが、以前、16年、17年までは地区別懇談会ということで、一応、斑鳩町の地区を一通り回らせていただいて、なかなかこれも人が集まらないと、18年度からそれを踏まえた中で、それをやめて人権セミナーという形で年6回、18年8回ということで開催させていただいております。その中で、なかなか、以前は同和問題、人権イコール同和問題ということでしたが、18年度からはいろいろな問題の少子高齢化とか、女性の社会進出というふうな内容で開催いたしております。その中でも冠に人権をなくしたらということですが、今のところまだ人権ということで、内容は以前とはかわっております。

それと、あと人が集まらないという中でも、来ていただいたらやはりそういう話を聞いていただいて、再認識していただくのか、そういう自分に意識を持っていただくということで、また地元へ帰ってそういうことの中で、それぞれいろいろな形で、自分のためになるというようなことだと思います。人権教育のこととか。

○里川委員長 古文書の件、そしたら栗本教育長。

○栗本教育長 町で整理の講習ですね、整理方法の講習してはるところというのはちょっと聞いてないんですが、ことしでしたか、県立情報館の方でそういった講習も実施されているというふうに聞いております。古文書の読むとかなんとかいう学習をしておられる団体は知っておりますけれども、そういう方が整理までしておられるかどうかというのはいわかりません。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 僕が言っているのは、古文書の今、自主グループで何かしてはるようなところもあるんですが、そういうのを自主でやっているのは自主でやっているのですが、町として結構斑鳩町には地域、地域の古文書というのはまだまだいっぱいあって、それがそのままどっちか言うたらほうっているような感じの部分はまだあるんじゃないかと思うんです。それで、今後、代がかわってきたら斑鳩町の古文書、その地域の古文書そのものを斑鳩町で保管、管理して、それで片方ではこういう古文書を読む住民のグループを育成して、そういうことをもっと住民の手を借りて、その古文書を解説してもらって、古代の歴史はあるんですけど、中世から近世にかけてのそういう斑鳩町の歴史みたいなもの

を、住民の手で発掘してもらおうような、何かそういうシステムってというのは僕は必要かなと思うんです。たまたまこう安田家みたいわかってはる人はいてはって、その息子さんがこののを寄附しますはという感じになればいいけど、まだまだ地域の古文書というのは、興留にしても、目安とかいろいろなところあるん違うか、それが実際に自治会長がずうっとかわっていく間に、紛失はしないのかな、一遍そういうのを町の方で責任持って保管させてもらう、あるいはちゃんと保管して残しますみたいな形で、地域に手つかずで置いてある古文書を引き上げて、町の方で保全してというそういう計画のものをちょっと考えてもらえへんのかなと思うんですが、どうですか。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 古文書を読むということについては、今申し上げましたように、図書館の職員が県の情報館の方に行って、そういう勉強を今もやっています。今、町内のそういう有識者の方がしていただくというのもいいのかもわかりませんが。

それともう一つは、古文書の自治会で持つてはるものについて、なかなか寄附というのはしていただけないのが現状です。やっぱりその村、村の宝として、あるいは経緯としてやっぱり保存しておきたいというのが非常に多いです。一部、龍田町の方でありました資料一部、個人で持つておられたものは寄附いただいて、公民館の方で整理して保管をいたしております。なかなか各村、まちである資料というのはなかなか出てこない。個人についても、調査に行かせていただきたいんですけど、なかなかいらわれるのがかなわんいうのがあるんだろうと思うんです。そういう寄附していただきたいというのはなかなか御理解いただけない。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私は、昔の興留のところで話したときに、本当に段ボール箱どころやない、ふとん箱ぐらいの大きなところに、そういう興留の古文書やねんという形であってという話を聞いていて、実際に斑鳩町の町史を見ても、かなり近世の部分が抜けている。実際、そういうところがある意味では、斑鳩町のずうっと庶民の歴史の営みやと思うんですが、そういうところ欠けている中世から近世にかけての部分を、やっぱり私はするとしたら、こういう古文書を通じてしか不可能やないか。今、教育長言われましたけど、なかなか寄附してもらえない、寄附やのうても保管という形で、実際にその地域でそしたら、宝物やからというてそういう扱いをされているかというたら、どうも自分とこの

地域見ても、よその地域見てもそこまでは行ってないかな。仮にそういう呼びかけたら、結構、地元で保管するよりは町で保管します言うたら、そんなんが逆に出てくるの違うかなと、僕は素朴に思うので、ちょっと検討していただきたいと思います。結構です。

○里川委員長 ほかにも。

吉野委員。

○吉野委員 今、古文書の話が出ていまして、実は私も古文書を読む会という会に所属しております、確かに例えば法隆寺と太閤秀吉との関係の力関係とか、神南との関係とか、大変興味深くて、しかも必要というか、そういう古文書を今、河野先生中心の講座で読ませてもらっています。ところが、人数が5名でして、もっとたくさんの方に参加してもらえたら、これ公民館活動の中の一つでありまして、たくさんの方に参加してもらいたいなと私は思って、河野先生どうでしょうか、私、自分個人の新聞みたいな出すときに、こういう会がありますよと出してでもいいんでしょうかねって相談しましたら、先生、慎重な方でして、公民館活動でそういう広告を出して人を集める、全体に対していうんですか、ほかの公民館活動に対して集めるのはいいけども、私の分だけをこうして集めてもらうのは大変うれしいけども、ちょっとどうかなという話があったんですけども、それはどうでしょうかね。個人の新聞みたいなもので公民館活動の募集などをしていいものでしょうか。そしたらおまえに任せるといわれたらそれだけの話かもしれないけど、どんなものでしょうかね。公民館活動について。

○里川委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 今おっしゃっておられる公民館活動、公民館教室、例えば、その中で公民教室というのは、生きがいつくり、知識や技術の習得を図るためにと、趣味、それから、団塊世代の方等がそれをきっかけづくりにするのが公民館教室ということで、一応目的ということであげております。それを今おっしゃる中では、その後に卒業された方が自主学習グループという中で、今、150団体ぐらい学習、生徒さんが2,000人ほどおられます。そこらでそういう活動等をやっておられます。それに限っていたら思うんですけども。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 今、古文書を読む会は、公民館活動では2講座ありまして、同じ先生がやっておられます。人数が大変少のうございまして、もったいないなと、公民館の広報みた

いな形でもいいですから、募集できれば、また再募集、先生も望んでますのでお願いしたいなと思います。以上です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございますか。

伴委員。

○伴委員 275ページの分なんですけど、この下の心の教室相談員ということで、先ほど御説明、教育長からいただいたときに、これは今のところ南中学だけでやられていると、平成17年と18年比べますと、ぐっと数字も相談件数伸びていますし、これ斑鳩中学の方でもやられるような予定というか、これは試験的にやられているような感じになっ
とるわけでしょうか。ちょっとその辺よろしくお願いします。

○里川委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今御質問の心の相談員につきましては、南中学の方で配置させていただいております。斑鳩中学校におきましては、スクールカウンセラー、臨床心理士の資格を持っておりますスクールカウンセラーを配置しておりますので、南中学の方に心の相談員を配置させていただきました。配置に関してはそういうことでございます。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で。

辻委員。

○辻委員 給食費全体ですねんけども、これは総務委員会でもいろいろあって、なかなか人が寄らないということで、今、自校方式でいろいろされていますけれども、今後、自校方式をこのままとっていくのか、今、洗浄とか、町に委託されています、全体的に委託という、やっぱりこれからの財政状況見ながら考えますと、将来的にやっぱりそういう方法もええのではないかということも、ちょっと思っておりますので、その辺、研究されたことがあるのかどうか。すべて自校方式でいくのか、これからそういうことも考えるのかということ、一遍お考えを聞かせていただきたい。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 給食につきましては、今までから申し上げているように自校方式を続けていきたいというふうに考えています。その中で、安全で安心した給食を提供できるようにどうしたらいいのかということをお考えまして、一部洗浄調理業務を委託しているということでございます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 今後将来的にやっぱり、経費面である程度その辺を精査してもらわんならんと思いますねんけど、それが委託で、全体的に委託するのか、各学校で委託するのかということも、経費的には全体で委託する方がベターではないだろうかなというふうな気がしますので、その辺も今後、いろいろ問題もあると思うんですけども、また勉強、研究してほしいと思います。

それと、316、317ページ、町民体育大会と、健民運動場の関係ですけれども、ことし健民町民体育大会、かなり盛大で天候もよかったし、盛況に終わっていただき、毎年成功裏に終わっているということで、地元ではいろいろ選手集めて苦労されていますけれども、それは地域でいろいろな方とのふれあいということで、3,500人いうことは、これはもう斑鳩町の最大のイベントということで思っております。その中で、交通手段、来られる方について、桜池の北側、かなりの自転車で来られ、私も行くのにここを通るわけですけど、こっちの方が車もなく裏の方に入りますけれども、あの堤防沿いといいますか、里道といいますか、その辺がかなり危険みたいな感じで、それと見ますと、柵が低くてそこで釣りもされている。子どもが魚釣りされているということで、かなり危険、最近死亡事故が起きましたので、よそで、その辺の安全対策ということで、これはもう教育委員会だけではかなり難しい問題もあろうと思いますけれど、土地改良区との問題もありますし、隣地の所有者の関係もありますので、できましたらこの辺を散策といいますか、その辺も合わせてテニスコートもありますので、もう少し整備できる方法を今後検討していただきたいということの、今までされていると思いますけど、今後その辺の、かなりの人があそこ通られますので、その辺の整備をできるような格好でしていただくように、これはもう要望だけでとどめておきます。よろしく願いしておきます。

○里川委員長 今の要望で、私わかりにくかって申しわけないんですが、日常的に散策するのに桜池の周辺の整備ということになりますか。

辻委員。

○辻委員 何かいろいろ催しがあるときに必ず裏の方から自転車等で行かれるということ

○里川委員長 そうしたら散策とかおっしゃっていたんですが、そういう催しのあるときにそこが駐輪されたりしてもきちっと、人が通れるようにという意味なのか、駐輪をさ

せないようにするとか、どういう意味なのかが、私も申しわけございません、ちょっとわかりにくい。

辻委員。

○辻委員 まことに申しわけございません。今回で言いますと、町民体育大会のときに、たまたまあそこへ裏から北口の桜池北の方を回って行く道あります。その辺のところでかなり自転車が置かれていますけれども、そこ通行するのにもかなり危険だということで、曲がっているし、柵がかなり老朽化もしていますので、入り口が多分ガタガタとなっております。管理も、何か管が出たような感じがしていますので、その辺の整備、できたら散策道、あの辺ずっとハイキングコースできて上ってきて、下流の方がちょっとかなり、多分所有者は調べておりませんが、里道でもないし、本来の通り道かなと思いますけど、できましたら健民運動場とテニスコート行く道ぐらいまで何とか、今後安全対策。それとまた、先ほど言いましたように魚釣りを柵の間から入れて、魚釣りされている方が池のところでおられます。これも危険かなと思いますので、その辺の安全対策をよろしくお願ひしたいと思うんです。これは要望で結構です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で、何かございますでしょうか。

すみません、私少し聞かせていただきたいんですが、273ページの方で、教職員の健康管理ということであげていただいている中でね、給食調理員さんの特定業務健康診断あげていただいています。これは多分〇-157かなんかの対応なんかかと思ったりちょっとしておったんですが、この給食調理員さんにかかわる特定の健診というのは、年間に何回とか、そういう〇-157でよければそれでいいということでも結構です。検査項目と年間何回するのかということについて、ちょっとまず教えていただきたいと思います。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今御質問の給食調理員の特定業務の健康診断でございます。これにつきましては、職業病といいますか、指曲がり症の検査でございます。それと、健康診断につきましては、町が行っている健康診断、職員の健康診断と合わせましてそちらの方で受診をしていただいているということでございます。年1回、これで1回ということでございます。

○里川委員長 それと申しわけございません、〇-157の検診というのかな、それは検

査についてはどんなふうに行われているんですか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　〇－１５７に対する検診でございますけれども、これは検便でございます。毎月、検査ということで、県の栄養職員とともに調理員の検便の検査を実施しているということでございます。

○里川委員長　毎月でいいんですね。

そうしますと、給食の方の調理洗浄業務を１８年度で委託契約をする中で、その契約の中で、学校の給食に従事をしていただく関係者の方々に、〇－１５７の検便というんですか、その検査を毎月やっていただくということについては、町の方から業者の方には言っているのでしょうか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　これも業務基準にございまして、その中でうたっております。実施するよということになっております。

○里川委員長　それと、本年、放送教育、視聴覚教育の研究大会が奈良県、しかも斑鳩町で行われるというふうに、昨年から私もお聞きしておりましたので、いろいろこの間にどういうふうに準備というか、やはり会場になるということでは、一定その設備の充実などに向けての調査や、また、補充、補修なども行われてきたのかなというふうにはちょっと感じておったんですが、１８年度の決算を見る中では、そういう部分についてはよくわかりませんので、１８年度決算の中で、そういうことし行われる視聴覚放送教育研究大会についての話し合いというんですか、斑鳩が会場になることから、どういうふうな斑鳩町としては、それを研究大会の会場となることを受け入れるための準備というんですか、そういうのを考えられたのかということをお聞きさせていただきたいなと思います。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　これ関連、１９年の予算の関係にかかってくると思うんですけれども、本年１９年１１月１６日に町開催予定ということでございます。会場が全体会はいかるがホール、あと保育所、それから、幼稚園、各小学校の方で分科会といろいろ行われる予定でございますけれども、助成金と負担金という形で町の方から出させていただいております。あと、各幼稚園、それから、小学校につきましても、各々教材を持って、

今ある視聴覚教材というのも持ち合わせて、中で研究してやっていこうということもございます。1台、ビデオか何か1台を買ったような記憶あるんですけど、何かそういう形で用意はさせていただいております。各幼稚園ごとによりまして、そういった研究の研修会がございますので、いろいろ研修にも参加していただいて準備を進めていただいているという状況でございます。

○里川委員長 19年度予算ということでしたが、実は18年度から幼稚園なんかでも、視聴覚教育の研究をもう既に実施されている状況を私も存じ上げておりましたものですから、そういう点では、18年度から一定の手当というのか、準備に向けての何かしていただけておったのかなというのが、少し気になっておりましたので、お尋ねをさせていただきます。

それと、申しわけございません。先ほど、AEDの利用のことで他の委員さんからも出ておったんですが、そのAEDのことについて、私も一つだけちょっと気になることがございます、役場の1階にもAED設置していただいておりますし、最近あっちこっちに置いてはいただいております。けれども、私自身もAEDは今の段階ではいきなりではよう使わない状況ですが、ごく一部の職員さんだけが体験したり、研修したりとかいうことではなく、より多くの町民さんであったり、職員さんであったり、そういう体験をするというようなことがもっと必要なのかなと、人間やっぱり急なときには慌てますし、やっぱり十分そういった訓練もしておく必要もあるのかなというふうに思っているんですが、それについては、AEDは設置していただきましたが、その後、どのように対応を、使い方とか、どういうのについて、どういうふうに対応していただいているのかというのは、お尋ねしておきたいと思います。

小城町長。

○小城町長 このAEDは以前も総務委員会かどこかで発言がありましたが、斑鳩町ではまだ保育所とかには、まだ幼稚園には設置されていない。ただ問題は、今御質問されたように、AEDを設置しても、使う関係の方がその中におられるのかということについて、これから大きな議論であろうと思います。この間もPL学園の中学校で、ボールが当たってAEDの装置が置いてなかったら亡くなったとか、いろいろな議論はされていますけれども、AEDをうまく使って助かったところもございますからね、やっぱりそれを今、現時点では、消防の各分団とかそういうところで講習とかはっております。で

きるだけこれからやっぱりそういう点では、まず学校の関係者等についてAEDを作動する、もし万が一使う場合は、どういう対応をしたらいいのか、そういうことをまずマニュアルをつくっていくことが大事だろうと思います。ただ設置だけしてかて、何も別に使うときに果たしてそれが機能できるのかという問題がございますから、やっぱりこれからの訓練等においては、AEDの利用というのか、使う方の講習というのか、そういうものもこれからやってまいります。

○里川委員長　せっかく設置をしていただいていますので、その設置していただいたことが有効になるように、そういう事故は起こらない方がいいんです。そういう案件が出てこない方がいいんですけども、万が一そういうことのために設置をしていただいていますし、そのときに間に合わなければ非常に設置した効果というものがなくてってしまうということになれば残念なことになりますので、より効果的にそれらが役に立つようにという観点で、今、町長も御答弁いただきましたが、今後も努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

ほかに委員さんの方で、教育費についてございませんでしょうか。

西谷委員。

○西谷委員　320ページのテニスコートの利用なんですけど、これは以前は健民とか、すこやかスポーツセンターとか、神南とかって3つ分けられていたんですけど、これ一括にしてここであがっている数字なんですけど。

○里川委員長　清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長　ここにあげている数字は神南と健民と、中央体育館のこの3つを合計でカウントさせていただいております。

○里川委員長　ほかに、委員皆さんの方で御質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長　それでは、これをもちまして、第9款教育費についての審査を終わらせていただきます。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、合わせて説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費につきまして、合わせて御説明を申し上げます。座って御説明させていただきます。

まず第10款災害復旧費であります。322ページからであります。平成18年度では災害を復旧要する災害が幸いにも発生しなかったことから、第1項農林水産業施設災害復旧費以降の各項の費目において予算の執行は行っておりません。

次に、327ページの第11款公債費、第1項公債費であります。歳入歳出決算書では190ページとなっております。予算現額13億8,344万円に対し決算額は13億8,306万8,011円で、執行率は99.9%であります。平成18年度における町債の状況は、借入額は11億2,800万円、元金償還額が12億1,535万4,207円で、年度末の町債残高は85億9,427万8,000円となり、前年度と比較して8,735万4,000円減少をいたしております。町債の活用については、本町は当面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用も含め、その活用はやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えております。平成18年度においては、町民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面から図るため、また資金調達方法の多様化の観点から、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかる資金について、昨年引き続き、斑鳩町いきいきの里債として住民参加型ミニ地方公募債を1億円発行しました。住民の皆様の関心は前回よりやや低下したものの依然として非常に高く、公開抽選により購入者の決定をさせていただいたところであります。

なお、平成18年度の斑鳩町いきいきの里債は、利率は1.19%で、5年満期一括償還とし、利払いは年2回となっています。

最後に330ページ、第12款予備費であります。平成18年度では大規模な災害、緊急を要する施設の修繕等が発生しなかったことから、予備費の充用はしておりません。

以上をもちまして御説明とさせていただきます。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての質疑をお受けいたします。委員の皆さんの方から何かございましたらどうぞ。

いかがでしょうか。特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての審査を終わります。

これをもちまして、歳出に対する質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計歳入全般についての説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、一般会計歳入全般についての御説明をさせていただきます。

これにつきましても座って御説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の75ページをお願いしたいと思います。

第2表の平成18年度一般会計歳入決算の内訳をお願いいたします。平成18年度の一般会計歳入決算額は第2表のとおり92億1,722万円となりました。前年度の決算額と比較して4億6,188万7,000円、5.3%の増となっております。その主な内容についてであります。町税が29億1,914万1,000円で、歳入決算額の31.7%を占めており、次に地方交付税は19億6,984万6,000円で、決算額の構成比が21.4%となっており、この二つの大きな柱で歳入の半分以上を占めております。そのほかには、町債が11億2,800万円で、決算額の構成比12.2%、国庫支出金が6億7,618万1,000円で、決算額の構成比で7.3%、繰越金が6億853万2,000円で、決算額の構成比は6.6%、繰入金が5億150万6,000円で、決算額の構成比は5.4%等となっております。

次に、これら歳入の状況についてであります。はじめに町税につきましては、恐れ入りますが76ページをお願いしたいと思います。第3表に、平成18年度の町税決算の状況をお示しいたしております。この表のとおり、町税につきましては、平成18年度評価替えにより代替分家屋が減価したことや、土地についても本町の地価が平均4.7%下落していることなどにより、固定資産税が4,369万5,000円、3.7%の減少、都市計画税が547万5,000円、4.2%減少したものの、景気の回復の兆しが雇用所得環境に波及するとともに、定率減税の縮減、生計同一の夫婦内の本則課税、老年者控除の廃止などの税制改正により町民税が9,199万円6.8%増収しております。この結果、町税収入全体で対前年度比4,119万6,000円、1.4%の増となっております。さらに、町税の徴収率につきましても、全体で93.5%となり、前年度の92.7%と比較して0.8ポイント改善されております。また、平成1

8年度における町税の不納欠損処分につきましては、166件で2,031万2,523円を処分したところでございます。

次に、地方交付税ですけれども、また75ページをお願いしたいと思います。次に、地方交付税につきましては、地方財政計画の圧縮などによりまして、国全体の地方交付税が5.9%減額される中、本町におきましては、地域総合整備事業債償還費が引き続き減少していること、及び町民税、所得割が増加しましたこと等により、対前年度比3億3,195万9,000円、14.4%の減となっております。

次に、町債につきましては、中宮寺跡史跡用地購入事業債、臨時財政対策債、地方特定道路整備事業債などが減額となったものの、総合福社会館建設事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債などが増額となりましたことにより、対前年度比6,540万円、6.2%の増となっております。

次に、繰入金につきましては、本町の課題であります都市基盤整備の一層の推進を図るため、昨年度に引き続き、公共施設整備基金で1億7,000万円、都市計画事業整備基金で1億7,000万円の活用を図るとともに、本年度においては、なお不足する財源、やむを得ず財政調整基金で1億4,000万円を取崩いたしましたことから、対前年度比1億3,740万円、37.7%増の5億150万6,000円となっております。

次に、国庫支出金につきましては、児童手当にかかる被用者児童手当負担金と、障害福祉費補助金、国民年金事務取扱交付金などが減少したものの、交通安全施設等整備事業費補助金、まちづくり交付金、文化財整備にかかる保存整備等補助金などが増加しましたことから、対前年度比2億9,468万1,000円、77.2%の大幅な増となっております。

次に、これら歳入を町が自主的に調達できる自主財源と、その調達を国、県に依存する依存財源に分類してみますと、75ページの第2表18年度一般会計歳入決算の内訳のとおり、町税や使用料及び手数料などの自主財源は44億5,268万1,000円で、繰入金、繰越金、町税等の増加により対前年度比3億6,951万2,000円、9.0%の増となっております。

また、歳入全体に占める割合は48.3%となり、前年度の46.6%と比較して、1.7ポイント増加をいたしております。一方、地方交付税や町債などの依存財源は4

7億6,453万9,000円で、対前年度比9,237万5,000円、2.0%の増となっております。

以上、簡単ではございますが、歳入全体についての概要説明とさせていただきます。
よろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、一般会計歳入全般についての質疑を受けいたします。

辻委員。

○辻委員 76ページのたばこ税書いてますけど、こんなきっちりした数字、従来から端数、1本当たりなんぼということ言われていますけど、計算方法変わったからきっちりした数字になるのか。1億8,000万円、決算は去年は1億8,292万6,000円で、端数が出てますねんけど、これだけ端数出てないのは。

それと、予算額からちょうど1割みたいな感じが、これは減やということわかりますけど、この端数だけこんなきっちりした数字出るのかな。

○里川委員長 山崎税務課長。

○山崎税務課長 端数の件でございますが、18年度におきましては1億8,433円でございます。

○里川委員長 1,000円単位やから、1億とんで、えらいとんで、とんでになりますけど、8,433円なら、ただの433円ですか。ということ。

ほかに歳入全般につきまして、委員さんの方で御質問の方はございませんでしょうか。

私の方から少しお尋ねをしておきたいんですが、これまでいろいろな説明の中で基金の取崩しはしない、しないと言いつつも、やはり基金の取崩しの金額はふえてきておるといふふうに思っております。それでも他の市町村に比べましても、人口規模からいきましても、現在、基金の残高、ちょっと結構取崩しをしていますので、18年度末では23億2,500万円ぐらいのところに来ているんですが、今後の歳入に関しまして、見込みの中での基金の取崩しの考え方につきまして、少し現在の方針をもう一度確認をさせていただきたいなと思います。

池田総務部長。

○池田総務部長 まず、財政方針ですけれども、第3次行政改革大綱を作成しております。その中におきましても、また町の毎年度の町長施政方針の中身でも、町単独でやってい

くために将来的に基金を取り崩さないでやっていく財政体質にやっていきたいということで、今日まで取り組んでおりまして、その目的は平成27年度までには基金に頼らないで歳入歳出を均衡をさす、財政体質にもっていくということで取り組んでおりますので、そういう趣旨でやっております。この中長期財政指標も提出させていただいております。今回資料といたしまして。その中におきまして、この中には基金の関係はないんですけれども、平成27年度には基金に頼らない財政体質にはもっていきたいと考えております。そのために経常収支も減らしていくというように取り組んでいきたいと考えております。当面は、そこの下のこの財政指標の下にありますように、総合福祉会館、またJR駅前の周辺の整備、学校校舎耐震等、また文化財活動センターの整備がございますので、それらの事業費も勘案しながら、平成27年度にはそういう体質にもっていききたいというぐあいに取り組んでいきたいと思っております。

○里川委員長 平成27年度まで、均衡させるまでは若干基金、ちょっとこのとこずうっと取崩し続いていまして、18年度も少し大きい、19年度もそういうふうが続いてきていますので、歳入に見合った歳出になるように計画はしていただいているというふうには思いますが、やはり慎重に対応していただきたいということと。

あと、都市計画事業整備基金ですね、ここら辺からも、これまで結構、いろいろ事業行ってくる中で入れてたり、各事業ごとに事業に見合った基金の取崩しというのを行っていただいて、歳入に補てんをしていただいているというふうには考えておりますが、町長もいつも言われておりますように、単独の町制で後年度に響かないように、今後もその方針を崩さず頑張っていっていただけたらというふうに思いますし、私たちもこの基金につきましては、取り崩して歳入に入れている状況というのは、常々気にして見ておりますので、それにつきましては、慎重にやっていっていただきたいということ、また再度ここでお願いだけしておきたいなというふうに思います。

委員さんの方から、歳入全般について、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって歳入全般に対する質疑を終結させていただきます。

ただいまから15時5分まで休憩とさせていただきます。

(午後 2時46分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○里川委員長 それでは再開をいたします。

次に、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

これについて説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、御説明に入ります前に、まず議案書の方を朗読させていただきます。

認定第3号

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、平成18年度の国民健康保険事業特別会計の決算の概要につきまして、御説明を申し上げます。座らせていただきます。

国民健康保険事業につきましては、国民皆保険の理念のもと、自営業や農業従事者、また被用者保険に加入していない方々が加入する地域保険制度でございます。この国民健康保険は斑鳩町が保険者となり、法令に基づき特別会計を設けて医療保険を運営しております。

それでは、主要な施策の成果報告書332ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険を取り巻く状況は、被保険者の高齢化や、医療技術の進捗等に伴い、医療費は年々増加する傾向にある一方、その財源の一つである国の療養費負担金の負担割合が減少し、また保険税収入に伸びがない中、非常に厳しい状況にあります。このような状況の中、予算執行に当たりましては、歳入につきましては、税収の確保に努め、歳出につきましては、経費の節減、合理化、運営の効率化に努めましたが、平成18年度国民健康保険事業特別会計決算は歳入決算額23億3,511万391円、歳出決算額28億5,500万8,861円で、歳入歳出差引5億1,989万8,470円の歳

入不足となりました。この額からさらに繰り越すべき財源 1, 377万5, 000円を差し引いた額 5億3, 367万3, 470円が実質的な赤字となり、このため平成19年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行い決算を終えております。なお、平成18年度療養給付費等国庫負担金において、582万6, 854円、また療養給付費交付金において914万1, 620円が翌年度精算されることから、これを勘案いたしますと、実質的な収支額は5億1, 870万4, 996円の赤字となります。

歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では5, 860万529円、2.6%の増、一方、歳出では2億3, 640万1, 748円、9%の増となりました。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部よりそれぞれ款ごとに御説明をいたします。

はじめに、334ページ、第1款総務費であります。総務費は款全体では予算現額6, 497万2, 000円に対しまして、決算額4, 547万1, 552円で、69.9%の執行率となっております。

334ページから335ページまでの第1項総務費、第1目一般管理費では、予算現額4, 715万9, 000円に対しまして、決算額2, 943万5, 883円で執行率は62.2%であります。国民健康保険事業に携わります職員の人件費及び事務の執行にかかります経常経費の支出が主なものであります。なお、予算現額の中には後期高齢者医療対応等、電算システム改修にかかります委託料の繰越明許分1, 627万5, 000円が含まれております。

次に、336ページから338ページまでの第2項徴税费、第1目賦課徴収費では予算現額1, 647万5, 000円に対しまして、決算額は1, 488万569円で執行率が90.3%であります。国民健康保険税の賦課徴収にかかります経費として、職員の人件費、徴収嘱託員の賃金、賦課事務の委託料が主なものであります。

次に、339ページの第3項運営費、第1目運営協議会費では、予算現額29万9, 000円に対しまして、決算額は25万8, 300円で、執行率は86.3%であります。会議を4回開催し、国民健康保険税の税率改定などについて御審議をいただきました。

次に、340ページの第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、予算現額103万

9,000円に対しまして、決算額は89万6,800円で、執行率は86.3%であります。国民健康保険制度の周知用冊子を配布し、制度理解啓発に努めました。

また、エイズについて正しい知識の啓発のための冊子の配布を行いました。

続きまして、341ページから346ページにかけての第2款保険給付費であります。保険給付費全体では予算現額19億6,046万6,000円に対しまして、決算額は16億8,963万7,394円で、執行率は86.2%であります。この科目は、当会計算出予算の過半を占める科目でありまして、国民健康保険事業の中核をなすものであります。

それでは、341ページの第1項療養諸費であります。項全体では予算現額17億8,309万5,000円に対しまして、決算額は15億4,234万5,828円で、執行率は86.4%であります。療養諸費全体では前年度より6,025万798円、4.1%の増となっております。診療報酬の引下げによる保険給付への影響が期待されましたが、被保険者増加による受診の増加、特に退職被保険者等にかかります療養給付費が9.4%増加したことが保険給付全体を伸ばしたことになるものと考えられます。これからの数年は、団塊の世代が定年退職を迎える時期であることから、この傾向がさらに強く出るものと予想されるところであります。

次に、343ページ、第2項高額療養費であります。項全体では予算現額1億5,927万1,000円に対しまして、決算額は1億3,314万1,566円で、執行率は83.5%であります。前年度と比較して608万2,337円、4.4%の減となっております。しかし給付件数が今年度1,734件となっており、前年度と比較しますと163件、10.4%の増となっております。

次に、342ページの第3項移送費については、給付事案がありませんでした。

次に、345ページ、第4項出産育児諸費であります。項全体としまして予算現額1,360万円に対しまして、決算額は1,075万円で、執行率は79%であります。給付件数は33件であります。給付金額は年度途中で変更があり、9月までは1件当たり30万円、10月以降は1件当たり35万円であります。前年度と比較いたしまして9件、352万円の増となっております。

次に、346ページの第5項葬祭諸費であります。項全体としまして予算現額440万円に対しまして、決算額は342万円、執行率は77.7%であります。給付額は1

件当たり2万円で給付件数は171件となっております。前年度と比較いたしまして3件6万円の減となっております。

次に、347ページの第3款老人保健拠出金であります。款全体では予算現額4億5,485万4,000円に対しまして、決算額は4億5,485万3,318円で執行率は99.9%であります。老人保健制度への拠出金は各医療保険者が負担しあうこととなっており、斑鳩町国民健康保険も、その一保険者として社会保険診療報酬支払基金に拠出いたしました。前年度と比較いたしますと2,285万7,056円、4.8%の減となっております。4年連続の減少であり、全国的に老人保健事業の給付規模が減少していることと、また、同事業の公費の負担割合が増加したことによる医療保険者の負担割合の減少が原因と考えられます。

次に、348ページ、第4款介護納付金であります。款全体では予算現額1億6,455万7,000円に対しまして決算額は1億6,455万6,756円で、執行率は99.9%であります。

介護保険の第2号被保険者にかかる介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたしました。前年度と比較いたしまして49万8,496円、0.3%の増であり、近年では増加率が著しく低いものとなりました。

次に、349ページの第5款共同事業拠出金であります。款全体で予算現額1億2,889万4,000円に対しまして、決算額1億2,793万6,998円で、執行率は99.2%であります。共同事業の主たるものは、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業にかかる拠出であります。二つの事業とも高額な医療給付の発生による国民健康保険財政の影響を緩和するため、奈良県下の市町村が共同で資金を拠出しあい、高額医療費を支払った市町村に交付金を交付する事業で、財政にかかりますリスクを広域的に負担するというものであります。これまでは1件70万円、月額であります。これを超える医療費が対象の高額医療費共同事業だけでありましたが、平成18年10月からは、月額30万円を超える医療費を対象とした保険財政共同安定化事業が導入されました。それに伴い、高額医療費共同事業の対象は、1件、月額80万円を超える医療費に改められました。なお、高額医療費共同事業につきましては、国及び県がそれぞれ拠出金額の4分の1に相当する金額を負担することとなっております。

次に、350ページの第6款保健施設費であります。款全体で予算現額309万5,

000円に対しまして、決算額は289万6,147円で、執行率は93.5%であります。被保険者に対する医療費の通知にかかる経費として193万179円、また人間ドック検診・受診助成事業として96万5,968円を執行いたしました。医療費については年6回実施、また人間ドック検診の助成受給者は52人でありました。

次に、351ページ、第7款公債費については未執行でございました。

352ページ、第8款諸支出金であります。款全体では予算現額2,774万2,000円に対しまして、決算額は2,755万9,445円で、99.3%の執行率でございます。平成17年度に超過交付となりました国の負担金等の償還と、過年度収入分の国民健康保険税の還付がその内容であります。

次に、353ページの第9款予備費について、これは未執行でございます。

次に、354ページの第10款前年度繰上充用金であります。平成17年度決算において、歳入不足が生じたことから、その不足額3億4,209万7,251円を平成18年度におきまして措置いたしました。

続きまして、歳入の決算状況について御説明をいたします。

332ページにお戻りいただきたいと思えます。

第1款国民健康保険税でございます。予算現額8億1,830万円に対しまして、決算額は7億2,054万1,492円であります。この表につきましては1,000円単位でございますので、説明は端数まで申し上げます。このうち、平成18年度課税の調定額7億4,554万9,700円に対しまして、収入額は6億9,264万2,600円、収納率92.9%であります。前年度と比較いたしますと調定額では797万5,000円、1.1%増、収入額では775万5,260円、1.1%の増であり、収納率はほぼ前年並でありました。滞納繰越分につきましては、調定額2億6,492万524円に対しまして、収入額2,789万1,892円、収納率10.5%となっております。前年度と比較いたしますと、調定額では1,219万5,170円、4.8%の増、収入額では186万5,789円、6.3%の減、収納率では1.3ポイントの減となりました。

国民健康保険税の収納については、従来より特別徴収対策本部による対応や、口座振替の推進等を行い、収納率の向上を目指してまいりましたが、著しい滞納額の解消には至っておりません。滞納している被保険者の事情に配慮しつつ、できる限り面談による

相談を行い、分割納付を進めるなど、納付意欲を減退させないよう努めていきたいと考えております。

また、国民健康保険税の税率改定については、国民健康保険運営協議会から税率改定の答申をいただき、平成18年12月機会において、国民健康保険税条例を改正いたしました。平成19年度から新たな税率による賦課を行っております。今回の改定税率では、ただちに赤字解消と図れるものとはなっていないことから、保険税収納や、医療費抑制などに一層努力をいたします。

次に、第2款国庫支出金であります。一般被保険者にかかる保険給付費、老人保健医療費拠出金などにかかる国の負担金及び財政調整交付金として6億2,839万2,031円を受け入れました。

次に、第3款療養給付費交付金であります。退職被保険者等の保険給付費、また老人保健拠出金に充当するために、社会保険診療報酬支払基金より、5億7,902万7,000円を受け入れました。

次に、第4款県支出金であります。高額医療費共同事業拠出金にかかる県の負担金及び財政調整交付金として9,632万351円を受け入れました。

次に、第5款共同事業交付金であります。高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金として1億2,465万56円を受け入れました。

次に、第6款財産収入であります。国民健康保険財政調整基金の運用によりまして、預金利子3万8,154円を受け入れました。また、同額を当基金に積み立てております。

次に、第7款繰入金であります。保険基盤安定職員給与費等、事務経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業にかかります所要額、合わせて1億7,980万2,987円を一般会計から繰り入れいたしました。

次に、第9款諸収入であります。633万8,320円を受け入れました。被保険者の保険給付にかかる第三者行為損害賠償納付金、高額医療費共同事業の積立金を精算した収入が主なものであります。

以上で、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑を委員の皆さんからお受け

していきたいと思います。

伴委員。

○伴委員 350ページの人間ドック検診の受診費用の助成費なんですが、これも今年度は52人と、前年度は53人、これは何か条件みたいなやつがこれ、私ちょっと制度がわかりませんねんけど、そういうような形でこれを受けるには、条件か何かがあるわけでしょうか。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 条件といたしましては、国民健康保険の被保険者であること、それから、斑鳩町に1年以上住んでおられること。あるいは基本健康診査を受診されていないことなどがございます。なお、助成額でございますけれども、検診にかかった費用の2分の1で、2万円を上限とさせていただきます。したがって、最高であれば予算現額100万円につきましては、その2万円の50人分を見込ませていただいておりますけれども、人間ドック検診で4万円かからなかった方もおられ、その部分で今年は52人助成をさせていただくことができたということでございます。

○里川委員長 今回の説明の中で、条件一つ抜けているの違うかな。町税の完了のあれがあったん違いますかね。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 申しわけございません。町税、国保税に滞納がないということも条件の一つであります。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で質問はございませんでしょうか。

すみません、そしたらちょっと私お尋ねさせていただきたいと思うんですが、国民健康保険につきましては、監査委員さんからもいろいろな御指摘があったと思うんですが、国保会計そのものの仕組みの中で、私は非常に矛盾を感じている点がございます。それは、以前から申し上げてきましたけれども、介護納付金の問題なんです。この成果報告書では348ページに介護納付金の納付ということで、18年度1億6,455万7,000円とあげていただいております。ところが、国民健康保険税として2号被保険者から介護分として徴収されているのは、3,985万800円しかないんですよ。4,000万円にも足りないような介護分としての徴収をされている中で、介護納付金としては、これだけの金額を出しているということに、そもそもの大きな国保の会計を圧迫

する問題があるのではないかと。今、部長の説明の中で、増加率は今までになく低いとおっしゃいましたがね、今までがひど過ぎると私は逆に思っております。平成14年で8,000万円代だったと思うんですよね、この介護納付金。確か、制度が始まったのは平成12年ですけれども、平成12年当時は幾らだったのかわかりませんが、5年間ということの中で平成14年からでたのが8,000万円ほどでした。9,000万円近かったかもわかりません。でも、17年度、18年度では倍近くになっているわけですよね。この4年ぐらいの間にね。こんなふうに納付する金額はふえているという状況の中で、それは国保会計圧迫されても当たり前ではないかと。介護納付分で、2号被保険者から徴収している分で、とうていその数倍も出さんと納付できないという中で、この累計されている赤字なんていうのは、介護保険始まってからこんなふうになっているの違うのかなって、逆に私らそんなふうに見えてしまうんですね。ここのところにつきまして、委員皆さんもそれらの資料についてはお持ちじゃないかわからないんですが、介護納付分についてのこの間の変化がわかるように、数字をちょっと出していただきたいということ。ここには、介護納付金が住民一人当たり幾らとかいうふうに書かれているんですが、私としては、国保の2号被保険者一人当たりについて幾らかかっているのかということが知りたいというふうに思いますので、18年度2号被保険者は何人おったのかということがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

植村健康推進課長。

- 植村健康推進課長 委員長おっしゃいますように、平成12年度から介護保険が始まりまして、その平成12年度納付金につきましては7,891万円ございました。今回、平成18年度になりますと、これが1億6,000万円以上ということで、おっしゃったように倍以上になっております。それに対しまして、保険税の収納額については、およそ平成12年度から3,800万円から4,000万円ぐらいの間で推移はしております。ただ、介護納付金に関します収入につきましては、保険税収入だけではございませんで、国庫補助金等も減っております。例えば、国庫負担金でありますと、療養費負担金で、平成18年度介護分でありますと5,667万円余が入っておりますとか、あと国庫補助金の財政調整交付金等々も入っておりますので、介護納付金と介護保険税との差が赤字であるということではございません。年々ということで、ちょっと今は平成17年度の数字しか持ってないんですけれども、介護納付金と国保税、それから、国庫

補助金などの差引としましては約3,300万円の赤字、介護納付金にかかる分だけで3,300万円程度の赤字になるということでございます。確かにこのことに3,300万円ありますので、国民健康保険特別会計、平成18年度につきましては、先ほど言いました差引につきましては3,160万円余の赤字でございます。国民健康保険の特別会計そのものの赤字につきましては、確かにこの3,000万円の部分も一つの要素でありますけれども、介護納付金のみならず保険料の未収分なども含めて複合的に赤字を生んでいるということでございます。

2号被保険者の数でございますけれども、施策の成果の335ページの、一番下段の表でございますけれども、介護2号被保険者の異動状況ということでございます、その表の右から2番目で平成18年度末現在の世帯数、それから、被保険者数をそこに提示させていただいておりますので、現在では総数としては3月末で2,954人ということでございます。

○里川委員長 今、詳細に課長の方から説明いただきましたので、実質的な赤字は18年度については、介護納付金の分では3,160万円ということですが、国民健康保険というのは、脆弱な収入基盤の中での本当に比較的所得者層が多く加入をされていて、ほかの保険に入れない受け皿というような状況の中で、保険財政運営していただくということの中で、一方ではこういう苦しい状況が出てきているうえに、保険税の改定をしても赤字が埋まらないというような中において、じいっと考えてみたら、国民健康保険税というのは、資産割やら保険税の算定方式が複雑ですので、ほかの健康保険と比較するには、とても難しいんですけれども、例えば政府管掌保険であれば、収入に対しまして8.2%の保険料率、そして、健保組合では平均したら7.4%、そして皆さん方がお入りになっている共済組合でしたら平均6.9%というような健康保険の率があげられているわけなんですけれども、じゃあ実際、国保やったらどんな率になるのかなというても計算方式としては非常に難しく大変なんですけど、私は、ほかの保険に比べても、保険料率が非常に所得が低い層についても、非常に高い料率になっているのではないかとこのように感じているんですが、そのところは担当の方ではどんなふうに分析をいただいていますでしょうか。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 委員長もおっしゃいましたように、算定方法が全く違いますので、

そのあたりで、例えば国保が仮に社会保険と同じであったというような想定を試算などはしたことがないのでわかりません。ただ、国民健康保険につきましては、御承知のように、応益割というのがございまして、一人当たり幾らになるとか、1世帯当たり幾らになるという定額の部分があります。もちろん低所得者の方につきましては、その部分については軽減措置も講じさせてはいただいておりますけれども、基本的には非課税というものが無いということがありますのでその部分につきましては、例えば他の町税に比べますと、ひとつ負担感というのは被保険者にはあるかもしれません。ただ先ほど言いましたような社会保険と比べてということになりますと、これについてはやっていないということでございます。

○里川委員長 比較は大変しにくいかもしれませんが、幾つかでもサンプルをとってでもですね、保険料率が一体どのぐらいあるのか、今後やっぱり国保運協の中でいろいろな議論をしていただくにおきましても、所得が余らないのに、その割に保険税が非常に高いと思う層がやっぱりかなりあるのではないかと。それでさらに今後、保険税率の改定を進めていかなあかんということにつきましては、保険税が収入のどの程度を占めるのかというような感覚というのは、担当としても持っていただきまして、今後もこの改定に向けて、19年度の改定するとき、18年度、大分私いろいろ言いましたけれども、またにさらなる改定が待っていますので、その辺の担当は認識を持ってほしいなど。もとの構造上に問題があるという問題意識を私は持っておりますので、担当におかれましても、そういうふうに町民の中にもそういうふうに、この国保会計の仕組みについて疑問を持っているという状況があるということもご認識いただきまして、いろいろな機会に、このあり方についての声をいろいろあげていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思っております。

あと、委員の皆さん、国民健康保険につきましては、この際ですので、質疑がございましたら、いかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、老人保健特別会計の関係です。まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、平成18年度の老人保健特別会計の決算概要につきましてご説明を申し上げます。座らせていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書355ページをお開きいただきたいと思います。

この特別会計では、高齢者の疾病や負傷に対しまして医療等の給付を行うことにより、住民の皆さんの老後におけます健康の保持と福祉の向上に努めているところであります。平成18年度の収支状況は歳入決算額21億297万4,431円、歳出決算額は21億1,810万5,414円で、差引1,513万983円の歳入不足となりました。このため、平成19年度のこの会計におきましては、同じ額の繰上充用の予算措置を行い、決算を終えております。この歳入不足であります。支払基金からの交付金は超過交付となりましたものの、国及び県の負担金の交付に不足が生じるため全体として不足となったものでありまして、平成19年度予算でそれぞれ精算することとなっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出により各それぞれ款ごとに御説明をいたします。

まず、358ページであります。第1款総務費であります。この款は、第1項総務管理費、第1目一般管理費のみで予算現額1,092万9,000円に対しまして決算額は1,008万7,348円で、執行率は92.2%であります。老人保健業務にかかわります事務経費がその内容であります。

次に、359ページ、第2款医療諸費であります。款全体で予算現額21億6,02

5万9,000円に対しまして、決算額は20億8,191万264円で、執行率は96.3%であります。平成17年度の21億1,309万4,922円に比較しまして3,118万4,658円、1.5%の減となっております。この制度の給付の対象年齢の引き上げに伴います経過的措置により対象者が減少していることが支出額の減少の要因となっているものと考えられます。

第1目医療給付費であります。決算額20億1,507万6,522円で、前年比1.8%減であります。診療の種類別では、外来、歯科、調剤が前年度より減少している一方、入院については2.8%の増加となりました。高齢者一人当たりの医療費についても1カ月5万8,367円で、前年比2.6%の増加となっております。

また、第2目の医療費支給費であります。決算額5,807万5,038円で、前年比13.5%の増加となっております。増加の主な原因は高額医療費、按摩、鍼灸の増加であります。

次に、361ページ、第3款諸支出金であります。款全体では予算現額2,610万9,000円に対しまして、決算額は2,610万7,802円で執行率は99.9%であります。平成17年度で超過交付された支払基金の医療費交付金、国及び県の負担金の償還を行ったものであります。

次に、362ページの第4款予備費については未執行でございます。

続きまして、歳入の決算状況につきまして御説明申し上げます。

356ページをおあけいただきたいと思っております。

まず、第1款支払基金交付金であります。11億9,826万6,000円を受け入れいたしました。各医療保険の拠出金が再分配されたもので、医療費の法定負担分と審査支払手数料交付金であります。

次に、国庫支出金であります。5億6,826万8円を受け入れしました。国が負担する医療費の法定分が主なものであります。

次に県支出金であります。1億4,904万712円を受け入れしました。県が負担する医療費の法定分であります。

次に繰入金であります。1億6,085万7,316円を受け入れしました。町が負担する医療費の法定分を一般会計から繰り入れたものが主なものであります。

次に、繰入金であります。2,610万7,802円を受け入れしました。平成17

年度決算で歳入超過となった支払基金の交付金等を平成18年度で精算するために繰り越ししたものであります。

次に諸収入であります。44万2,593円を受け入れいたしました。第三者行為損害賠償納付金が主なものであります。

以上で、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 老人保健特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

質疑の方はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 特に質疑がないようですので、これをもちまして老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 まず、議案書の朗読をさせていただきます。

認定第5号

平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座って御説明させていただきます。

成果報告書の363ページをお願いします。

本特別会計の歳入総額は548万6,000円で、歳出総額は83万円となり、歳入歳出差引額は465万5,000円であります。

次に、主要な施策の予算科目の順に各事項別に御説明を申し上げます。

365ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費の第1目財産管理費であります。予算現額95万円に対し決算額は83万411円で執行率は87.4%であります。財産区財産（下司田池）の適正な管理に努めるとともに、ため池の水環境の悪化が懸念され、住民の方からの悪臭の苦情もあったことから、生活環境の良好を保つため、水中曝気ポンプ2基を設置いたしました。

次に、第2款予備費につきましては、先ほどの曝気ポンプ設置工事80万円を充用いたしております。

以上で平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計決算の御説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり御認定いただくようお願い申し上げます。御説明とさせていただきます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、これに対しましての質疑を委員の皆さんからお受けしたいと思います。

どんなことでも結構ですので、質疑をしていただいたら。

西谷委員。

○西谷委員 これはまだ水利で使っておられる方がおられるということですか、その辺ちょっと確認しておきます。

○里川委員長 西巻企画財政課長。

○西巻企画財政課長 現在も水利として使っておられる方はおられます。水利組合も存在しております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 ということは水利組合が存在していて水利を使われる。その水が悪くなったからということで、それは町がせないかんもんなんですか。水利を、水を使われる方がされるのではないですか。

○里川委員長 西巻企画財政課長。

○西巻企画財政課長 今回の曝気ポンプの設置の件なんですけれども、水質の悪化に伴いまして、悪臭等が出てくるということで、周辺住民のための措置を講じたということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それはわかります。水を単純に考えて、水利組合が去年から財産区の池の水を使って水利組合の方が耕作されているでしょ。その水が悪化したということになったら、その周辺から苦情が出たとなったら、その水利組合の方がその水質悪化をどないしようかというのをされるんじゃないですかということを素朴に思うんですが。

○里川委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 まず、龍田財産区の財産区財産になっております。そうした中で、水利権といわれておりますけれども、そもそも下司田池の財産区、池の財産区というのは当然水もあります。水の管理は当然、この下司田池の管理費からやっていくということになってこようと思います。水利に出されるのは、いわゆる自分たちの水利権を守るためにするのについては、当然、自分たちの水利のためにされますので、それは水利で出されますけど、西谷委員の議論でしたら、そもそもこの財産自体が必要でなくなってくるというわけなんですけど、そうではなくて、共有地であるために財産区になっておる。その財産区を維持するための費用ですので、ここから捻出するという理論になっております。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに委員さんの方で。私も一つお尋ねしたいんですが、龍田財産区財産としての特別会計を立ち上げたときに、既に議会におりましたけれども、ずうっとそのときから思っていたんですが、これもあつたお金をもとにこの会計を立ち上げてしてきましたが、何かがあれば出ていく一方で入ってこない会計なものですから、これはどのように今後、展開していくのかなど、出ていく、お金はなんぼかずつでもいろいろ出ていくこともあると思います。前も草刈とか、管理にお金をここから出したりとか、いろいろあつたと思うんですけれども、そういう状況の中で、出が続いていった場合に、このお金が底をついたときというのはどうなるんだろうということで、前からちょっと考えていたんですが、そこのところについては、私たちはどういう認識を持っておけばいいのか、町のお考えを示していただけたらと思います。

池田総務部長。

○池田総務部長 まず、今の現金がなくなった場合に想定されておりますけれども、もとこの財産区については、土地という財産ございます。ですから、何らかの事業が発生して、下司田池を管理するのに必要な資金を捻出する場合には、財産を処分して捻出

するということしか考えられない。今のところは。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で、お尋ねになりたいことはございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

本日の会議はこれをもって終了とさせていただきます。なお、明後日、13日に9時に御参集をいただいて、改めて引き続きまして、決算審査特別委員会を再開させていただきたいと思います。

本日はどうも御苦労さまでございました。

(午後 3時57分 散会)